昭和四十年一月
文化財調査報告第十四集

明後沢古瓦出土遺跡

前沢町古城所在古代城柵跡

岩手県教育委員会

明後沢古瓦出土遺跡

—前沢町古城所在古代城柵跡—

板橋源
伊東信雄
田中喜多美
司東真雄

序

明後沢遺跡は、胆沢郡前沢町古城に所在し古くから古瓦のおびただしく出土する遺跡として注目されていたところであります。

昭和三十四年道路改修等の工事が施行されるのにあたり第一次発掘調査を行ない、その結果、この遺跡は窯跡でもなく、古代寺院跡でもなく、古代城柵に関係ある建物跡らしいということが考えられるにいたりました。

この想定にもとづき、当教育委員会は前沢町教育委員会と協力して、昭和三十九年七月二日より同十六日までの十五日間第二次発掘調査を実施しました。

調査は本県文化財専門委員板橋源、伊東信雄、田中喜多美、司東真雄の四氏をわずらわし、雨天の中を進められたが、南を正面とし東西七間、南北四間の建物跡を発見し、従来幻の城とされていた覚鰲城跡ではないかと推定され、本県開拓史上貴重な成果をおさめました。

本報告にあたり前記調査員諸氏、地元前沢町当局その他本調査に御協力賜った多くの方々に対し深甚の謝意を表する次第です。

なお、本報告のため御多忙のところ執筆の労をとられた板橋源、伊東信雄両氏に対し重ねて厚く御礼申し上げます。

昭和四十年一月

岩手県教育委員会教育長　工藤巖

目次

第一章　遺跡の位置……一
第二章　遺跡に関する従来の諸説……三
一　古代寺院跡説……三
二　古代城柵跡説……三
三　古代城柵・古代寺院併存説……四
第三章　調査の経過……八
第四章　調査の成果……一四
第一節　遺　跡……一四
一　発掘調査の順序と遺構の概況……一四
A　第一次調査……一四
B　第二次調査……一四
二　遺構各説……一五
A　建物跡……一五
B　しがらみ垣列跡……一六
C　竪穴住居址……一六
D　土師・須恵窯跡……一七
第二節　出土品……一七
一　出土土器……一七
(1)　土師器……一七

A 坏 I……一八
B 坏 II……一八
C 坏 III……一八
D 坏 IV……一八
E 埦……一九
F その他……一九
(2) 須恵器……一九
二 鉄製品……二〇
三 瓦類……二〇
(1) 鐙瓦……二〇
(2) 宇瓦……二四
(3) 鬼板……二六
(4) 平瓦……二八
(5) 丸瓦……二八
(6) 瓦の年代……二九
第五章 考察……三一
一 覚鑁城説の伝承……三一
二 大伴駿河麻呂築城説の誤り……三二
三 覚鑁城の造立年代……三二
四 結語……四五

図版・挿図目次

図版

図版第一　明後沢附近五万分地形図
図版第二　明後沢台地略図
図版第三　第一次発掘遺跡地六〇〇分測図
図版第四　第二次発掘五〇分測図
図版第五　出土土師器測図
図版第六　出土土師器・鉄片測図
図版第七　出土須恵器測図
図版第八　重弁蓮花文鐙瓦
図版第九　重弁蓮花文鐙瓦
図版第一〇　重弁蓮花文鐙瓦（故小田島禄郎氏収集品）
図版第一一　素弁蓮花文鐙瓦
図版第一二　連珠文宇瓦第一類
図版第一三　連珠文宇瓦第二類・無文宇瓦
図版第一四　鬼板
図版第一五　鬼板（故小田島禄郎氏収集品）
図版第一六　平瓦
図版第一七　第一次のA地域伐倒作業（写真）
図版第一八　A地域北側の濠跡（写真）
図版第一九　A地域南半部の全面発掘状況A（写真）
図版第二〇　A地域南半部の全面発掘状況B（写真）
図版第二一　A地域南半部の全面発掘状況C（写真）
図版第二二　壺掘り発掘の状況（写真）

挿図

第1図　鐙瓦の型式
第2図　各地出土の重弁蓮花文鐙瓦
第3図　宇瓦の型式
第4図　鬼板復原図
第5図　各地出土の連珠文宇瓦

第一章　遺跡の位置

岩手県胆沢郡前沢町古城の字明後沢は古瓦をおびただしく出土するので、かなりはやくから土地の人々の注目するところとなっていた。昭和年代に入ってから県下郷土史家の関心をよぶようになり、遺跡の性格についても古代寺院跡説古代城柵跡説等がおこり、もって今日にいたった（第二章参照）。

古瓦のおびただしく出土する明後沢は水沢市の市街部と前沢町とを結ぶ国道第四号線のほぼ中央の西側の台地上にある。

この台地は、胆沢川（北）と衣川（南）が北上川に合流する両川の間に展開しているいわゆる胆沢台地とよばれるものの東縁をなす一部である。胆沢台地は西から東流する細流によって浸蝕をうけ、いくつかの台地に分離されて、各々の東辺は急涯をなして北上川平野にのぞんでいる。明後沢台地は北辺を松ノ木沢川[註1]によって限られ、南辺は明後沢川[註2]によって限られ、舌状に西から東方にのびている。東辺は急傾斜をなし涯下を国道四号線が通っている。西方は、ほぼ南北方向をなす狭長な小沢（この附近を字前堀という）をへだてて台地つづきをなしている（図版第一・第二）。五万分地形図に明らかなように、台地の東縁はかなり急峻な斜面をなし、台地の直下を通っている国道路面からみると、台地の比高は約三十一メートルである。

明後沢台地上の東端近くには古城中学校が昭和二十四年五月十六日に落成設置されたほかは、大部分が昭和に開田され美田[註3]となっているが、一部には畑地と林野が未だ残存している。

古瓦のおびただしく出土する地域は雑種林野であって、その下地の大部分は身長を越える笹竹が密生し見透しがまっ

たくきかなかった。下地の一部には萱が叢生していた。第二次調査の場合(第三章参照)には杉苗植林地になっていた。したがって、古瓦の出土する地積全体をここに正確にいうことはできかねるのであるが、土地の人々の語るところによれば、現在知られている古瓦出土地域は概略図版第三の範囲内のごとくであって、大部分は民有地であり、一部分が小山部落共有地となっている。表示すれば次のごとくで、調査もこの地域を対象として実施したのであった。

字名	地番	地目	地積	所有者名
姥沢	六	山林	一三二七歩	小野寺正治
〃	七ノロ	原野	一五一〇〃	小山共有地
〃	八	〃	四二三〃	千葉作治
明後沢	八六	山林	五八二一〃	岩淵辰男
計			九〇八一〃	

しかし古瓦は前記の地域にだけ出土するのではなくて、明後沢台地上にかなり広汎にわたってかっては発見されたのであった。明後沢台地の水田化が完成したのは昭和十四年五月であったが(註3参照)、その以前に現地を踏査した小田島禄郎氏は「丘上南北六七町、東西六町の間に一面に古瓦の散布している事実」(本稿四頁)を書き残しているし、今次第二次調査の際、司東調査員は明後沢台地東北隅にある熊野社付近においても(図版第二)、古瓦の出土することを確認している。古瓦の出土するこのような広い遺跡は、寺院跡とみなすのには、あまりにも広大すぎるのである。

第二章　遺跡に関する従来の諸説

この遺跡に関しては第一章で触れておいたように古代寺院跡説や古代城柵跡説などの所説があつて対立したまま今日にいたっている。やや詳しく紹介してみよう。

一　古代寺院跡説

この説は、故菅野義之助氏が昭和四年九月二十三日に遺跡を踏査し「地下五寸から一尺の間に平瓦・巴瓦・唐草瓦（板橋註、ここに巴瓦というのは鐙瓦、唐草瓦というのは宇瓦のことである）など原形明かな平安朝初期の土器が埋在してゐた。年代は何れも一千年以前のもの、散布の状態から推測すると高台には一千年前、八間に十三間の寺院が建立されれ、附近一帯は日本民族東方進出の殖民地になってゐた」というのである。

これは岩手日報昭和四年九月二十六日の新聞記事であって、菅野氏自身の筆になる論文とか報告書でないから、もとより正確に菅野氏の真意を伝えているのかどうか多少の疑点はまぬがれないのであるが（例えば、八間に十二間という規模は柱間の間数なのか、それとも何間何尺という意味の実尺なのか明確でない点など）、古代寺院跡説を提唱されたことだけは信じてよいであろう。

二　古代城柵跡説

前説に反して古代城柵跡説は故小田島禄郎氏の提唱するところであって「先史時代より藤末に至る文化流入の経路と普及状態」（南部史談会誌第十六号昭和十年五月一日刊）という論文がそれである。この論文掲載の雑誌は今日なかなか見ることが困難となっているので、そのいうところを次に引用することにする。この遺跡は「北には大松沢（板橋註

松ノ木沢の誤記か記憶違いであろう）の大渓谷を控へ南には明後沢の深谷が穿たれ、段丘上は西方小山村（板橋註、現在胆沢村のうち）に連なる大平原地で、今一面の耕地となってゐますが、国道に接した段丘東縁から西方六七町の地点に前堀の字名が残って居り、小水田の連ってゐるところなどから推考すると、城郭のあったことを想像せずには居られぬのでありますが、この地点は胆江両郡（板橋註、胆沢郡と江刺郡）を展望するに最も好適な位置を占めてゐるので、一層其感を深くするものがあります。更に之の丘上南北六七町、東西六町の間に一面に古瓦の散布している事実から推測すると、一大城郭の阯と見做して差支ないものであります。そして古瓦の様式と位置が胆沢城より数里（板橋註、水沢市佐倉河にある胆沢城跡からみると約三里弱）の南方にあることから見て、決して胆沢築城後のもので無からうことは想像せらるるもので、本県開発史上極めて重要な位置を占むべきものと思はれます」。

このように、遺跡の立地条件を多角的に検討し、かつ出土瓦の様式や出土分布状況からみて古城城柵説を提唱したのであった。

三　古代城柵・古代寺院併存説

後章においてのべるように、まことに特色のある貴重な古瓦をおびただしく出土するこの遺跡は、安永の風土記御用書出にもみえず、[註4]また伊達藩儒者田辺希文の「奥羽観蹟聞老志」や佐久間義和（洞巌）の「封内風土記」にもみえず、くだって明治・大正年代の諸書にもみえないところをみると、この遺跡が学界の注目をひくようになったのは昭和になってからであるといっても過言ではないようである。

とはいうものの、特色ある古瓦をおびただしく出土するこの遺跡附近の地域が、はやくから土地の人々の関心をよばぬはずはない。元古城公民館長菅原正氏の筆写したもののうちに「明治九丙子年六月、乙拾大区胆沢郡三小区古城村、

元小山村妙法山麓隠者、岩淵寿三斎、当六十九歳ト九ケ月」[註5]という識語のある記録が収められている。これによれば、土地の人々はこの遺跡附近の地域に早くから注目していたことが知られるのである。ただ伝承は明確な形をとっていなかったので、伊達藩の学者たちの著書に記載されなかったまでのことであった。これから、当時六十九歳の老翁が明治九年に書きとめておいた筆録の大要を紹介してみよう。

延暦二十一年、坂上田村麻呂が築いた城は「元小山村明後沢南岸ヨリ引続キ、其又南者元中畑村馬口沢（板橋註、バクチサワとよんで、明後沢川のすぐ南にある台地の南辺をなしている沢名である）北岸ニ連リタル」台地上にあった「大城」であった。「倩（つらつら）（考えてみると）此大城全盛ノ昔ハ、往還者[註6]遥西方ニテ、矢張、外堀モ西構本丸ノ内堀迄大凡五百有余間ヲ隔テ其ノ間ニ七重ノ堀形唯今ニ顕然ト雖モ、何レモ柄堀（板橋註、カラホリの意味か）其ノ間々ニハ田畑或ハ秣場トナレリ」（板橋註、大城遺跡の記載はどうも文意が明確にとりがたい）。この大城跡のある台地のすぐ北に明後沢川をへだてて明後沢古瓦出土遺跡がある。「元小山村ノ内ニ今、明後沢ト云ル字（あざ）有リ、此所、胆沢古城真北ノ沢ナリ、此沢ノ内ニ街道ヨリ西方四丁程隔テ弥陀堂旧跡有リ（板橋註、街道というのは今の国道のこと。弥陀堂旧跡がある「此沢ノ内」というのは、明後沢台地が明後沢川に臨む南斜面に近く、というほどの意味である）。元誰人ノ勧請ト云フコト不詳ト雖モ、是モ田村麻呂ノ勧請ノ由カ、此城ニ後年安部高光ト云ル人、城主タルト云ルコト聞ケリ、此ノ人ノ勧請カ不詳（なれども）其本尊者、弥陀・観音・勢至ノ三尊ヲ安置ス、然ルニ此ノ城頽廃ノ剋、或ハ国乱ノ何方ニ移転又ハ大集（マヽ）レシヤ（板橋註、この辺の文意も明らかでない）、今其ノ三尊無之、其後星移リ頃去（マヽ）正徳・享保度々モ候ハ、其明後沢辺ノ農安部長兵衛ト云ル小民志願ノ為ニ自分ノ屋敷ノ南ニ小高キ所新ニ小堂建立シテ正観音ト仏号ヲ改ム、是弥陀観音同一体成謂ヲ以テノコト成ルベケンヤ」。「偖亦右旧堂ノ跡ニ礎石而モ土中ニ埋レ有リシヲ、明和年中之頃、

元小山村曹洞宗大林寺十一世専淳ト云ル僧庫理殿(ママ)建立ノ剋、其ノ礎石ヲ人夫ヲ以テ持運、厨ヤ庫屋ノ礎ニ致セシ事、古人言シヲ慥ニ聞ク詳也、故ニ旧跡ニハ礎石抜取シ跡ニ而所々小柴小萱トノ中ニ分明也」。

文意がよく理解しがたい点がある記録を長文にわたって引用したが、要するに古代城柵跡説と寺院跡説とを併説したものである。記録のうちには、今日からみると首肯しがたいこともみえているが、当時の所説としては止むをえなかった次第であろう。胆沢城跡を明後沢台地の南にある南上野台地とすることなどがその例である。しかし、明後沢台地にはいつの頃か、この点が明確でないのは、はなはだ残念にたえないのであるが、堂宇のあったということだけは信じてよい。土地の故老も、そのように語り伝えているし、安永の旧小山村風土記御用書出写[註7]にも

「一仏　閣　壱ツ
一観音堂　御村絵図ニハ阿弥陀堂ト有
一小　名　明後沢
一勧　請　誰勧請ト申義并ニ年月共相知不申候事
一境　内　南北五間　東西（註、間数の記載なし、ただし阿曾沼氏所蔵写本によれば「五間」とある）
一堂　　艮向九尺四面
一本　尊　名号観音、木像座像、御長三寸、但作者相知不申候事
一鳥　居
一長　床
一地　主　明後沢長兵衛

一別　当　右長兵衛
一祭　日　三月十七日」

とみえている。また「胆沢郡誌」にも「古城村古館阯、字中畑にあるのもの覚鰲城（原註、昔大伴駿河麻呂の築きしもの歟）の跡なりと称せらる。其北隅に観音堂あり。当時の守護神なりと。往時は其堂の屋根布目瓦にて葺きたりしとか今も其瓦の破片土中より掘り出さるる事あり」[註8]と記してある。これも古代城柵・寺院併存説である。ただ岩淵寿三斎の記録と異っていることは、古代城柵を田村麻呂造営の胆沢城とせずに大伴駿河麻呂が築城したらしい覚鰲城とみなしている点である。

そこで、発掘調査は次のような点を考慮して実施することになった。古瓦をおびただしく出土するからには、この遺跡は瓦窯址ではないか。それとも菅野氏のいうごとく古代寺院跡なのか。あるいは土地の伝承や小田島氏のいうように古代城柵跡か。

第三章　調査の経過

第二章において既述しておいたように、この遺跡はおびただしい古瓦を出土するというので、昭和年代にはいってから県下郷土史家の注目するところとなっていた。戦後、三十二年四月二十三日のことであるが、田中・板橋は県教育庁社会教育課小形信夫主事と共に現地を巡検したときには、遺跡を通過していた細い山径が改修され、幅員四メートル内外のみごとな道路になっていた。安永年間の風土記御用書出にみえている観音堂跡は、所有関係では共有地となっていたせいもあってのことか、道路改修用材料として相当量の土が掘り崩されて、土肌がなまなましく露出し、瓦片がその周辺一帯に散乱放置されてあった。

そこで発掘調査は次の如き要項により、昭和三十四年と同三十九年度との二回にわたって前後二十三日間実施されたのであった。

(一)　発掘調査の主旨

明後沢の調査予定地は古瓦が出土するので県下でも著名な遺跡である。しかし、その性格については古代寺院跡、あるいは古代城柵跡などといわれ、ついにその決着をみずに現在にいたっている。近年道路改修工事等により遺跡はかなり変貌され、保全上遺憾な状態になったので、この遺跡の性格を究明し保存をはかろうとするものである。

(二)　発掘調査の主体

岩手県教育委員会（代表者昭和三十四年次赤堀正雄教育長、昭和三十九年次工藤巌教育長）前沢町教育委員会（代表者永井勝一教育長）

(三) 発掘調査の場所

岩手県胆沢郡前沢町古城（地番・地目の詳細については第一章末尾参照）

(四) 発掘調査の期日

○第一次

昭和三十四年十月二十六日より同十一月二日までの八日間

○第二次

昭和三十九年七月二日より同十六日までの十五日間

(五) 発掘担当者

○第一次

県文化財専門委員・県史編纂主任	田中	喜多美
同上・岩手大学教授	板橋	源
協力者		
古城公民館長	菅原	正
同主事	小野寺	孝夫
前沢町教育委員会総務主任	千田	松郎
社会教育主事	木村	順一
補助員		

岩手大学板橋研究室文部技官　佐々木博康
同　学生　近藤宗光
同　同　豊口裕三
同　同　立花敏勝
同　同　藤田秀司
同　同　板橋温子

○第二次
県文化財専門委員・県史編纂主任　田中喜多美
同　上　・東北大学教授　伊東信雄
同　上　司東真雄
同　上　・岩手大学教授　板橋源
協力者
地主代表　阿部亮二
前沢町教育委員会社会教育主事　木村順一
前沢公民館長　高橋卯平
古城公民館長　宍戸忠雄
補助員

岩手大学板橋研究室文部技官　佐々木博康
東北大学大学院学生（考古学）　工藤雅樹
岩手大学板橋研究室所属学生　田口光昭
同　高村嘉夫
同　山口了紀
同　木村幸治
同　早川邦武
同　熊谷久

第一次・第二次の調査期間中、前沢町長菊池陽一、古城農協組合長菅原栄治、同参事小野寺薫、古城小学校長鈴木丈夫の各位からは多大の援助をうけたし、阿部亮二・同利和（以上第一次）・小野寺清五郎（第二次）の諸氏には宿泊で御芳情をいただいた。古城中学生（佐藤信一・高橋儀八両教諭引率）多数の応援、古城婦人会の慰問などに対しても深く感謝する次第である。

第　2　次　昭　和　39　年　度

〃/4	〃/5	〃/6	〃/7	〃/8	〃/9	〃/10	〃/11	〃/12	〃/13	〃/14	〃/15	〃/16
晴	くもり雨	くもり	くもり	くもり雨	雨	晴	雨	雨	雨晴	雨	晴	くもり
○	○	／	／	／	／	／	／	○	○	○	○	／
／	／	／	／	／	／	／	／	／	○	○	／	／
○	／	○	○	／	／	／	／	／	／	／	／	／
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
／	／	／	／	／	／	／	／	／	○	○	／	／
／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
○	○	○	○	○	／	／	○	○	○	○	○	／
○	○	○	○	／	／	／	○	○	／	／	／	／
○	○	○	○	／	／	／	○	○	○	○	／	／
／	／	／	／	／	／	／	○	○	○	／	／	／
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	／	／	／	／	○	○	○	／	／	／

	年次	第1次 昭和34年度									
	月日	10/26	〃/27	〃/28	〃/29	〃/30	〃/31	11/1	〃/2	7/2	〃/3
	氏名 天気	晴	細雨くもり	雨	くもり雨	くもり	晴	くもり	雨風	くもり雨	雨くもり
出役表	田中喜多美	○	○	○	○	○	○	○	○	／	／
	伊東信雄	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
	司東真雄	／	／	／	／	／	／	／	／	○	○
	板橋源	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	佐々木博康	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	工藤雅樹	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
	近藤宗光	○	○	○	○	○	○	○	○	／	／
	豊口裕三	○	○	○	○	○	○	○	○	／	／
	立花敏勝	○	○	○	○	○	○	○	○	／	／
	藤田秀司	○	○	○	○	○	○	○	○	／	／
	板橋温子	○	○	○	○	○	○	○	○	／	／
	田口光昭	／	／	／	／	／	／	／	／	○	○
	高村嘉夫	／	／	／	／	／	／	／	／	○	○
	山口了紀	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
	木村幸治	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
	早川邦武	／	／	／	／	／	／	／	／	○	○
	熊谷久	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／

第四章　調査の成果

第一節　遺跡

一　発掘の順序と遺構の概況

A　第一次調査（図版第三）

古瓦の出土と従来の所説から遺跡は瓦窯址、古代寺院跡、古代城柵跡の三者にしぼられたものの、いずれとも予測することもできず、また小範囲の発掘では、その性格を明らかにすることは不可能のように思えたので、第一次の調査においては古瓦の特におびただしく出土する地域に重点をおいて、できるだけ広範囲にわたるようトレンチを入れることにした。

それで図版第三に示したようにA・B・C・D・Eの五つの地域にトレンチを設けた。これらの地域には笹竹や萱が密生していたので作業は困難をきわめた。B・C・D・Eの四地域からは知見をえられなかったが、A地域のトレンチから調査終了二日前になって黄褐色粘土にくいこんでいる黒褐色の柱脚の痕跡を発見した。本県における今日までの知見からすれば、この遺跡は瓦窯址でもないし、寺院跡でもなくて、古代城柵に関係ある建物跡らしいということが考えられるにいたった。

B　第二次調査（図版第四）

第一次調査の結果、建物跡らしい遺構が図版第三のA地域にわたって存在することが予測されたので、第二次調査で

はA地域の南部を全面的に探索した。その結果を示したのが図版第四である。図版第四のベンチ・マーク5を図版第三のベンチ・マーク5と照合されれば、図版第三上における図版第四の位置を知っていただけるはずである。その結果、検出された建物跡の柱脚痕跡は層位的時期差を確認できない同一面において何重にも重複しているので、その建物の前後関係は不明ではあるが何回かに分れて造営されたものであろうと考えられた。しかし、そのすべてを発掘することは時間的にもゆるされなかったので、全面発掘した地域内において、一番明確な建物跡の柱脚痕跡から確認した柱筋を基準にして算定し以下壺掘りでその柱脚痕跡を追跡する方法をとった。樹木や湧水によって作業が妨げられ、未詳な個所もあったが、ともかくも建物跡の規模を確認し、さらに竪穴住居址三、しがらみ垣跡一を発見することができた。

なおこれらの遺構を通じて、その廃絶の原因が火災であったような形跡はみあたらなかった。

二　遺構各説

A　建物跡

発見された遺構の主体をなすものは建物跡で、それは重複している。そのうち比較的明瞭に発掘された一棟についてみると、現地表より四〇―五〇センチ下の黄褐色粘土にくいこんでいる柱脚痕跡はすべて礎石・礎盤を用いない掘立式乃至は打込式のもので、平面形はほぼ円形である。また当然存置すべき位置に柱脚痕跡を検出できなかったのは、これら柱脚痕跡が浅く、旧地表面がすでにかなり削平されているため消滅したからであろう。建物の方位は九度三〇分ほど西にふれており、その平面形は東西七間（実尺約十尺間）、南北四間（実尺約十一尺間）であるから南を正面とした平入の建物であろう。建物の規模、瓦類の出土からみて屋根には瓦を使用した時期があったと考えてよいであろう。

建物の柱脚痕跡の詳細については次掲表のごとくである。

北							
木根のため未発掘	20×20×？円・打	溝のため痕跡不明	10×10×？円・打	22×22×11円・打	15×15×23円・打	湧水と住居址のため痕跡不明	湧水のため形状未詳
24×24×42円・打	17×17×22円・打	痕跡なし	15×15×11円・打	35×35×20円・掘	湧水のため形状未詳	湧水と住居址のため痕跡不明	湧水のため形状未詳
50×50×38円・打	溝のため痕跡不明	痕跡なし	痕跡なし	25×25×12円・打	湧水のため形状未詳	湧水のため形状未詳	痕跡なし
14×14×14円・打	10×10×？円・打	25×25×19円・打	痕跡なし	痕跡なし	痕跡なし	痕跡なし	湧水のため痕跡不明
15×15×？円・打	9×9×？円・打	40×40×40円・掘	木根のため痕跡不明	45×45×26円・掘	65×65×83円・掘	痕跡なし	15×15×37円・打

備　考

1）数値は柱脚痕跡の、東西径×南北径×深さ（cm）を表す。

2）円はその平面形が円形なることを示す。

3）打は打込式、掘は掘立式の柱脚痕跡を示す。

B　しがらみ垣列跡

建物跡の一二メートル南方に東西に長く走る柱脚痕跡がある。径一五センチの丸い打込式のもので、東西の限界は未確認ではあるが一一メートル程存続していることが認められた。その二メートル南は四メートル幅の道路の北へりで、道路の南側は二―三メートルほどの崖となっている。こういった地形と打込柱脚痕跡の配列は、時代は降るが安倍氏時代の柵跡とみられる紫波郡紫波町の善知鳥（うとう）館の外柵列のさらに外側で発見された垣（しがらみ）跡と酷似している。

このしがらみ垣列跡は出土遺物からみれば建物跡とほぼ同時代のものと考えられる。

C　竪穴住居址

前にのべたように建物跡の追跡中に、この地域から竪穴住居址が三つ発見された。うち二つの平面形は一辺三メートル五〇センチの隅丸方形であるので、他の一つも同様に考えてよいであろう。平面形の分る二つ

のうち南側にあるものについては北壁よりにカマドの石組の跡と、中央部からロクロの痕跡のある坏系の土師器の破片が、若干の瓦とともに散乱した状態で発見された。竪穴上面の出土品は前記の土師器・瓦だけで須恵器その他は発見されなかった。北側の竪穴住居址の出土品も南側のそれとほぼ同様であった。これらの竪穴住居址を全掘精査する時間的余裕はなかったので明確にはいえないが出土品からみれば建物跡より一時期古い時代のものであろうと考えられる。

D　土師・須恵窯跡

図版第三においてベンチ・マーク5より西方道路沿い約二四〇メートルの道路の南側において窯跡の一部が破壊されて残っていた。道路改修工事の際この部分の土をとり崩して搬出し道路路盤固めに充当したので、大部分が崩壊し、基底部のごく一部(焼成口近くの一部か)だけが残っていたのである。ここには土師器と須恵器の破片が散布していたが、瓦片はなかった。この場所は字前堀で、小川に臨む斜面（西向き）である。この斜面には、ここ一カ所だけで他には窯跡は発見されなかった。

第二節　出　土　品

一　出　土　土　器

土器は第一次・第二次調査時の出土で、別表のごとく土師坏の小破片がその殆どである。瓦と同様表土から黄褐色粘土までの間に出土した。

(1)　土師器（図版第五・第六）

その殆どは細小の破片である。そのうちいくぶんでも器形の分るものについてのべると、坏Ⅰ・坏Ⅱ・坏Ⅲ・坏

Ⅳ・埦の器形がある。

A　坏Ⅰ（図版第五Ⅰ）

口径一一センチ六ミリ、高さ三センチ五ミリ、底径六センチ、体部厚さ四ミリ、口縁部にかけてのカーブは僅かに内弯しながら外傾し、口縁部にいたって軽く外反している。ロクロ使用の痕跡をとどめ、底部には糸切痕が存する。器体は若干の起伏やゆがみもみえている。ややざらついた感じの胎土で、色調は土師特有の淡い橙褐色をおびている。硬さは稍軟かい（註、爪で傷つく程度）。第二次調査時出土。

B　坏Ⅱ（図版第五Ⅱ）

推定口径一二センチ、高さ三センチ二ミリ、坏Ⅰに比してやや薄手で、平べったい感じである。底部から口縁部にかけてのカーブは内弯を伴うがほぼ直線的に外傾している。ロクロ挽、糸切痕がある。ざらついた感じの胎土で、色調は黄褐色、内外面に鼠色の斑文があり、内面には煤の附着がみられる。硬さは堅い（註、一〇円銅貨で無傷、釘で傷つく程度）が比較的もろい。第二次調査時出土。

C　坏Ⅲ（図版第五Ⅲ）

底径五センチ弱、底部のみで上半部は欠除のため不明である。ロクロ挽ではあるが体下部によこなでの痕跡があり、糸切である。坏Ⅰ・Ⅱより底部は厚い。内外面とも黒褐色の粗製で、煤の附着がいちぢるしい。硬さは稍堅い（註、爪で無傷、一〇円銅貨で傷つく程度）。第二次調査時出土。

D　坏Ⅵ（図版第六Ⅳイ・ロ・ハ）

坏の底部に厚手の外反した台部のつくもので、坏部が欠損しているし、また台部も完形に近いものは少ない。

うちいくぶんでも明らかなものについて記すと、台径九センチ四ミリ、台高一センチ六ミリと大形で直線的に外傾し、台部の端は丸味をもったもの（Ⅳ・イ）、台径八センチ二ミリ、台高一センチ七ミリで外反し、台部の端は角ばっているもの（Ⅳ・ロ）、台径五センチ四ミリ、台高七ミリ、外側は垂直で、内側は傾斜し、鈍角三角形の端をもつもの（Ⅳ・ハ）など様々であるが、いずれも坏部と台部は別々につくり、のちこれを接合して、かるくロクロで成形するという技法をとっている。器体をみた感じでは坏Ⅰにも似たものが多かった。第二次調査時出土。

E　埦（図版第六Ⅴ）

口径一三センチ四ミリ、高さ五センチ五ミリ、底径五センチ四ミリ、体部厚さ三ミリ強、口縁・底部を含む完形の三分の一程度を遺存するので、おうよそは推定できる。底部から口縁部にかけてのカーブは内彎しながら外傾している。ロクロの痕跡は認められるが、底部の所謂切はなし技法は不明。ややざらついた感じの胎土で、色調は橙褐色。硬さは稍軟かい。第一次調査時出土。

F　その他

大形容器の胴体部の小破片である。いずれも外面たてのヘラ削り仕上げ、内面よこなでの技法をもった厚さ一センチ前後のものである。表面はかなりあれており、暗橙褐色を呈している。第二次調査時出土。

(2)　須恵器（図版第七イ・ロ・ハ・ニ）

すべて大形容器の小破片である。口縁部一と胴体部一〇であるが、施文技法の明瞭な胴体部の四についてのべると、内外面に重複平行条痕叩文を有するもの二、うち一は叩文が粗大、厚さ一センチ三ミリ（イ）、他は叩文が細

須恵器				その他の土器	瓦類					その他	
ロクロ無		ロクロ			平瓦		丸瓦				
大形容器				縄文土器	不明	破片	軒平瓦	破片	軒丸瓦	不明鬼瓦	鉄製品	石材
破片・体部	破片・口縁部	破片・体部		破片								
		4				274	3	105	3	2	5	
1	1	6		7	2	338	31	286	21		50	1	1
1	1	10		7	2	612	34	391	24	2	55	1	1

小で厚さ七ミリ（ロ）、外面のみ重複平行条痕叩文があり内面無文（ハ）、外面横目状のひっかき目と内面なで（ニ）とである。色は黒味がかった苔青色。硬さは釘で双方とも傷つく程度。第一次・第二次調査時出土。

二　鉄製品（図版第六Ⅵ）

残存部の長さ五センチ四ミリ、両端は発掘時にすでに欠損していた。断面からみると一辺六ミリの方形の鉄釘残片である。錆化が著しい。第二次調査時出土。

三　瓦　類

本年度の発掘においても瓦の出土は相当あったが、小さな破片が多いので、昭和三十四年度の発掘調査の際の出土品などによって記述する。

明後沢遺跡から出土している瓦の種類は、鐙瓦、字瓦、鬼板、平瓦、丸瓦などで、鴟尾瓦、熨斗瓦、面戸瓦、文字瓦の類はまだ発見されていない。

(1)　鐙　瓦

A　重弁蓮花文鐙瓦（図版第八―一〇。第1図上）

種類	土師器									
	ロクロ土師器							無ロクロ土師器		
	坏					塊	不明	大形容器		不明
細目	完型・復元可能	破片・口縁部	破片・体部	破片・底部	不明	台付（台部のみ）	破片・口縁～底部		破片・体部	破片・底部	
第1次出土数量		7	7	10			1				
第2次出土数量	1	162	135	198	7	11		3	7	1	3
合計	1	169	142	208	7	11	1	3	7	1	3

径一六・四センチ。先端ふくよかな丸味を帯びて隆起している蓮弁八葉からなる径一二・五センチの蓮花文を内区においている。各蓮弁の基部には長さ一・七センチの小弁が重っていて重弁蓮花文となっている。中房は径三・三センチの二段の円をなして突出し、中心に径三ミリの蓮子一個を置いている。この蓮子は磨滅して見えないものが多い。周縁は無文で、幅一・三センチある。蓮花文と周縁との間に一条の細い隆起線がめぐらされている。この種の鐙瓦は本年度の発掘では破片が一二個発見された。（図版第九の下の写真はその中の七個である）[註9]

これと同じものが胆沢城跡および北上市稲瀬町瀬谷地の法印山瓦窯址[註10]からも発見されている。重弁蓮花文鐙瓦は多賀城跡（第2図左）陸奥国分寺跡（第2図中）、同尼寺跡からも出土しており、陸奥国の官用の鐙瓦の正系と見られるものであるが、多賀城の重弁蓮花文鐙瓦は径二一センチ、陸奥国分寺、同尼寺の鐙瓦は一九―二〇センチで、いずれも明後沢のものよりも大きい。かつ中房

第1図　　鐙瓦の型式

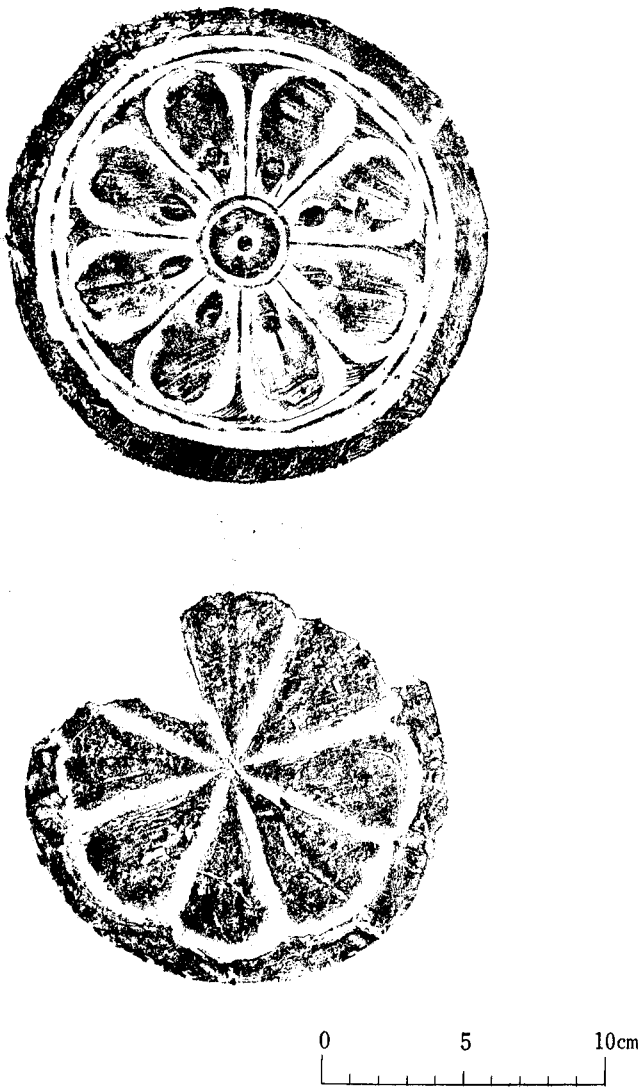

上　重弁蓮花文鐙瓦
下　素弁蓮花文鐙瓦

第2図　　各地出土の重弁蓮花文鐙瓦

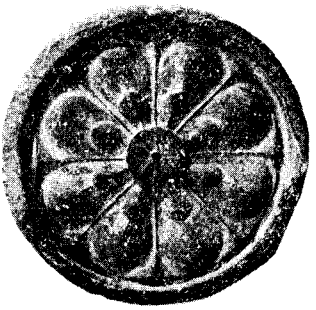

（左）多賀城

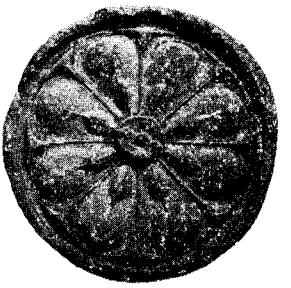

（中）陸奥国分寺

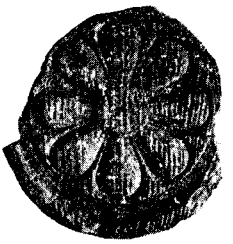

（右）仙台市燕沢

の蓮子の数も明後沢のものが一個であるのに対して多賀城・国分寺のものは五個あって、その間にひらきがある。明後沢出土のものにもっとも近いのは仙台市燕沢出土の重弁蓮花文鐙瓦（第2図右）である。これは径一八・五センチで、多賀城や陸奥国分寺のものよりも小さいが、明後沢のものよりは二センチ大きいだけで、非常によく似ている。中房が二段になっている点も、明後沢のものと同じである。蓮花文と周縁の間の隆起線がない点が大きなちがいである。中房の上はすれているので、蓮子の有無ははっきりしないが、あったとしても一個であろう。

B　素弁蓮花文鐙瓦（図版第一一・第1図下）

われわれの発掘によっては破片が出たのみであるが、二戸郡浄法寺町小田島勝郎氏所有の先代故小田島禄郎氏の収集品（図版第一一下）中にほぼ完形に近いものがあつて、それによって全形を察することが出来る。

径一四・四センチ。周縁内部を中央において交叉する四本の沈線によって八等分して、八葉の蓮花文をあらわしただけの簡単なもので、中房、小弁、間線などを欠いている。蓮弁はふくらみを有し、その背に一本のかすかな隆線がある。周縁は無文であるが、その内縁は円をなさず、蓮弁の先端にしたがって、八花状にくぼんでいる。瓦当部の厚さは中央で約一・三センチでかなりに薄い。瓦当部の裏面は縁が高く、三・三センチある。このように瓦当面の裏が浅い筒状に突出している鐙瓦は福島市腰浜廃寺、福岡県塔の原廃寺などにも見られる。数は重弁蓮花文鐙瓦に比べて少く、本年度の発掘では二個出土しただけである（図版第一一上）。三十四年の発掘でも二個出ている。

(2)　宇　　瓦

A　連珠文宇瓦第一類（図版第一二・第3図上）　上弦幅二五センチ、下弦幅二七・八センチ。弧深一〇センチ。瓦当正面に型押による九個の珠文を並べたものである。珠文と珠文の上下には向いあった二個の三角形がのこされている。内区の周囲は界線で囲まれているが、右か、左か一方の端では界線は見られず、珠文の⅓ほどのものが見られる。これによって考えるとこの宇瓦は一〇個の珠文をもった型によって作製されたものと思われる。

顎は刳顎で、縄目が縦の方向に附けられており、これに一重もしくは二重の波文が描かれている。顎は段をなして平瓦部に接続している。

これと同じ文様の宇瓦は多賀城・陸奥国分寺・胆沢城などからも発見されている。（第5図）

B　連珠文宇瓦第二類（図版第一三左・第3図中）　上弦幅二〇・五センチ、下弦幅二三・五センチ、弧深九・五センチ、瓦当正面に九個の珠文が並んでいるのは第一類に同じであるが、珠文は型押によらず、沈線によっている。顎の文様、断面の形は第一類と同じである。出土量は前者に比して少く、本年度発掘では第一類一二個に対し、第二類一個である

第3図　宇瓦の型式

上　連珠文宇瓦第一類　中　連珠文宇瓦第二類　下　無文宇瓦

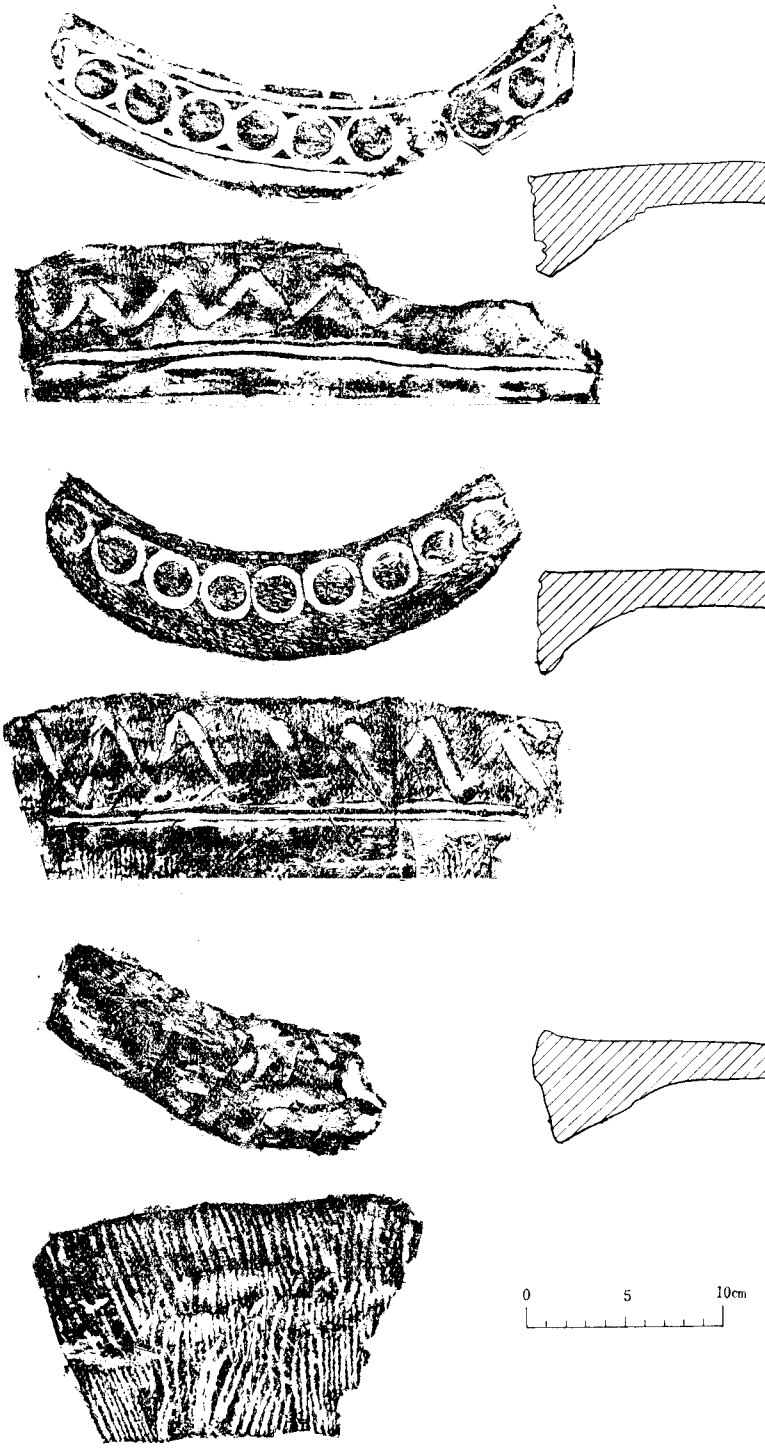

C　無文宇瓦（図版第一三右・第3図下）瓦当正面に何も文様のつけられていないものである。正面は凸凹があって平坦ではない。顎は蹄顎であるが、顎を区劃する段はなく縦方向の縄目が通っている。本年度五個出土した。

無文の宇瓦は陸奥国分寺跡、福島県双葉郡五番廃寺跡からも発見されているが、出土瓦全体のうちに占める量少い。

(3)　鬼　　瓦（図版第一四・第4図）いわゆる鬼面の鬼板が昭和三十四年に二個出土し、古城小学校に保管されている。一個は向って左上の部分で、八個の破片からなり、全体の四分の一ぐらいの大きさとなる（図版第一四左）他も同じく左上部で、四個の破片からなり、前者よりは小さく、全体の約六分の一の大いさである。前記小田島勝朗氏の蔵品中に先代発掘の明後沢遺跡および稲瀬瓦窯址出土のこれと同種の鬼板の破片があり（図版第一五）、それらを参考として復原すると第4図のような鬼板となる。

すなわち高さ四二センチ、幅約四〇センチのアーチ形の鬼板で、下端は普通の鬼板が下端中央部に丸瓦のはいる半円形のくりこみを有しているのと異って、全体にわたって、ゆるやかな弧状のカーブをなしている。このような形は鬼板としては異例であって、他に類例を知らない。

鬼板というものの、この時代の鬼瓦は後世の鬼瓦のように角のある鬼の顔をあらわしたものでなく、牙をむき出した怪獣の顔をあらわしたもので、顔は高さ五センチぐらいの隆起線であらわされており、眼球の部分が盛上っているほかはほとんど凸凹がなく平面的である。目は眼球を一端とする三個の長円形の組合せによって表現され、耳は上端が渦巻状にあらわされて、歯牙は表現が省略されて文様的になっている。概して写実的ではなく、文様化されている。獣面の周囲、下方以外には幅六センチほどの外区があり、二本の隆起線の間に、中央に点を有する径約三・二センチの円文を一三個配している。釘孔はない。厚さはところによって差があり、二六―三三センチぐらいである。裏面には縦方向の

第4図　鬼板復原図

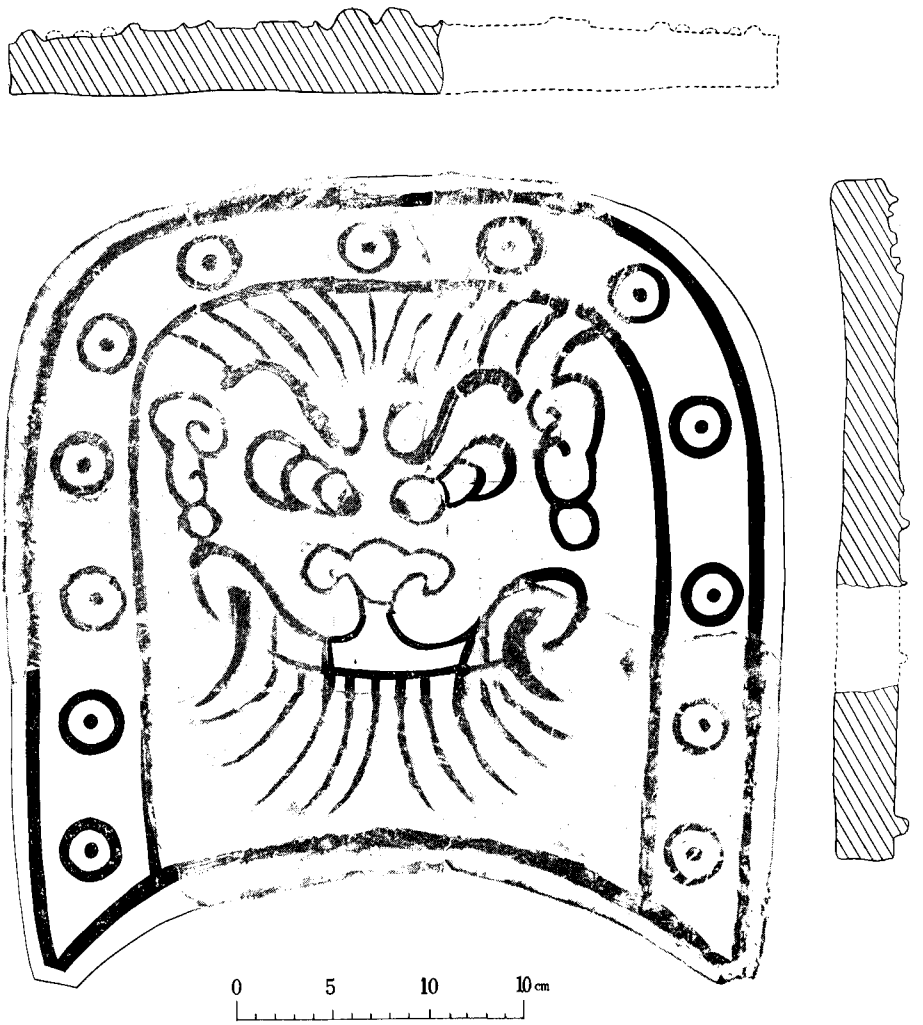

縄目がつけられてある。

同じ鬼板の破片がやはり胆沢城および稲瀬鶴羽衣（つるはぎ）の瓦窯址から出土している。

(4)　平　瓦　瓦の中ではもっとも多いものであるが、完全な形で出たものはない。古城小学校所蔵のものがもっとも大きな破片であろう。（図版第一六）。長さ約四〇センチ。幅は二八センチぐらいあったものであろう。凹面に布目を有し、凸面は無文である。ここには無文のものが多いが、そのほか、縦に縄目を走らせたものもある。また自然釉の吹き出しのあるものが若干ある。

(5)　丸　瓦　これも完形のものは見られなかったが、有段の普通の型である。

(6)　瓦の年代

以上に見た鐙瓦二種、宇瓦三種、鬼板一種のうち、重弁蓮花文鐙瓦、連珠文宇瓦第一類、第二類、鬼面、鬼板がセットをなして、同時存在であることはほぼ間違いなかろう。素弁蓮花文鐙瓦と無文宇瓦はこれらと同時のものであるか、あるいは時代のおくれるものであるか、明らかではないが、重弁蓮花文鐙瓦と素弁蓮花文鐙瓦を比べてみると、その製作にかなりの差があるから、時代がちがうと見た方がよいであろう。

すでに述べたように重弁蓮花文鐙瓦、連珠文宇瓦、鬼面鬼板のいずれもが、延暦二十一年（八〇二）から造営のはじまった胆沢城にも使用されており、しかもこれらの瓦を焼いた窯は胆沢城よりも四キロ東北方の北上市稲瀬において発見されているから、これらの瓦の製作年代の上限は延暦二十一年である。その下限は陸奥国分寺において、連珠文宇瓦が承平四年の火災の際の焼土の層よりも下から出ているから、承平四年（九三四）に求められるべきであろう。つまり延暦二十一年から承平四年までの一三二年間のいずれかの時点において、これらの瓦が製作されたことは間違いない。し

第5図　各地出土の連珠文字瓦

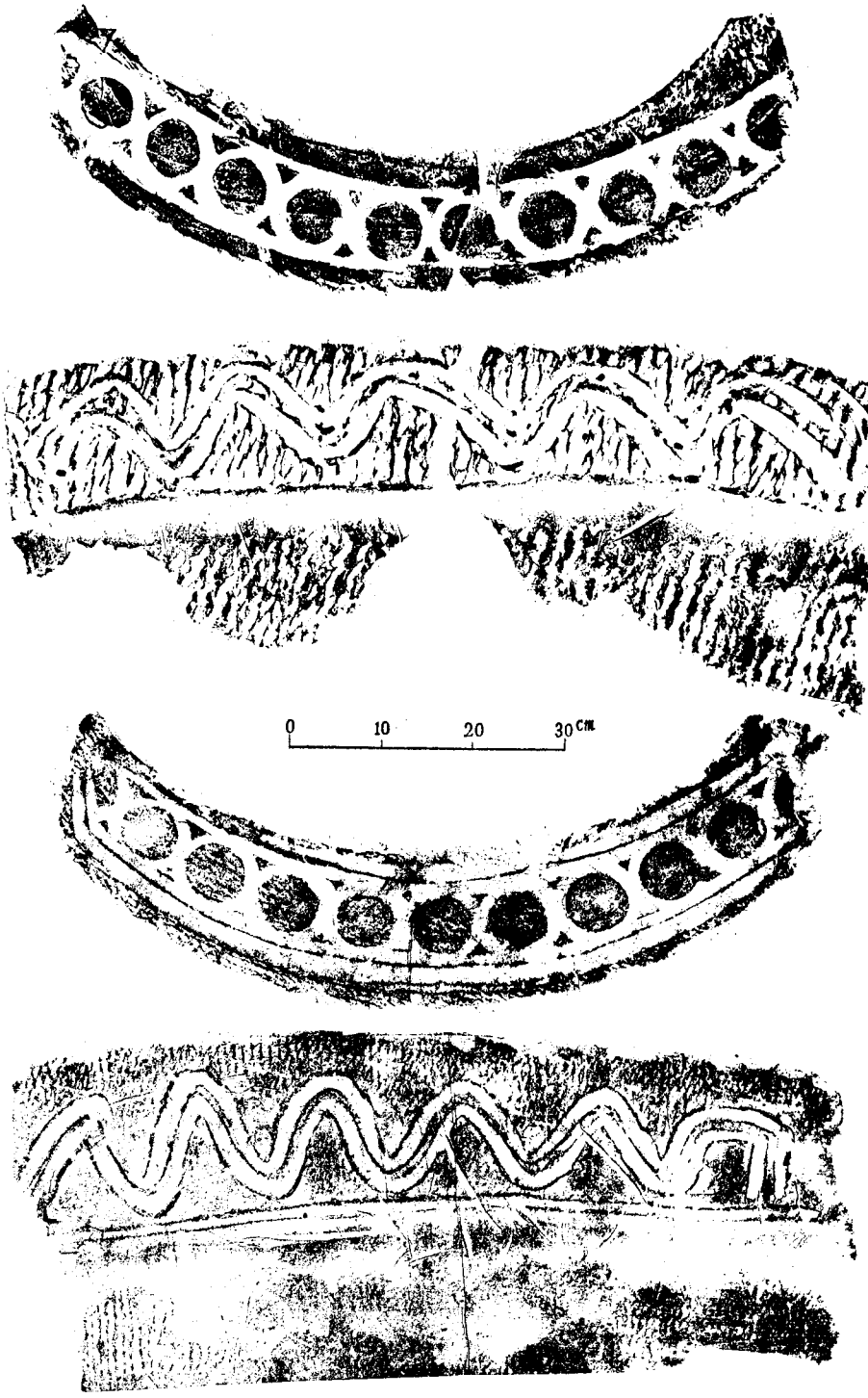

上　陸奥国分寺　　下　胆沢城

かし一三二年間のいずれかの時点では歴史上の年代決定としては幅がありすぎるから、もっと限定して考える必要があるが、これ以上細い年代決定をなしうる確実な根拠はない。ただ瓦の様式が奈良時代末の瓦に近いから、九世紀中の製作ではなかったかとの推定が可能であるのみである。最近工藤雅樹君は連珠文字瓦および宝相花文鐙瓦、歯車文鐙瓦などが陸奥国分寺跡から夥しく出土していることから、これらの瓦は貞観十一年五月の陸奥国の大地震によって国分寺の在来の瓦が破損傷した後に、これを修理するために大量につくられたものではないかとして、貞観十二年に造瓦に長じた新羅人を陸奥国修理府新造瓦事に預けて、其道に長じたる者として相従って伝習せしめたという「三代実録」の記事とこれらの瓦の出現を関係せしめて考えている。この説にしたがえば、同じ連珠文字瓦のある明後沢の瓦の年代は貞観十二年（八七〇）以後それに近い時となる。したがって胆沢城出土の瓦も胆沢城創建当初のものとはいえなくなるわけである。まだ決定的な説とすることは出来ないが、興味ある一説であることを失わないので、参考までにここに紹介しておく。

（瓦類の項のみ　伊東信雄記）

第五章　考　　察

一　覚鰲城説の伝承

第四章第一節で既述したごとく、明後沢古瓦出土遺跡は第一次発掘の結果、瓦窯跡でもなく古代寺院跡でもないことが判明した。そして第二次発掘調査によって古代城柵らしい証徴が発見されたのであった。

小田島禄郎氏は昭和十年に、この遺跡を古代城柵跡と推考していたことは第二章第一項において既述しておいたとおりである。それならば、その城柵は何なのか、ということについては「位置が胆沢城より数里の南方にあることから見て、決して胆沢築城後のものでも無からう」とだけ慎重に記述して、覚鰲城と明言することを避けつつも、それらしいことを暗示している。そういった表現をしている。

さて、小田島氏より以前明治九年に土地の故老岩淵寿三斎は覚鰲城かという伝承を書き残している（第二章三項参照）。この前年、明治八年十月に伊達藩以来の旧村小山・中畑・関の三村と稲置村の一部とが合併する際に、当時の管区長柏竹斎と村有志が合議し「北は明後沢、南は板子沢に挟まれた高台ヶ所は一見して古城郭の面影を存しており、伝説又往古此処に覚鰲城と称する城があったというところから満場一致、古城村」と命名している（註5参照）。故老寿三斎の筆録には「字中畑[註11]にある古館の址は覚鰲城の跡なりと伝う」とあり、覚鰲城の下に「大伴駿河麻呂の築きしもの」と細註が施してある。この細註は、おそらく土地の伝承によって筆録したものではあるまい。「覚鰲城の跡ありなりと伝う」という所伝にもとづいて、当時村の有識者であった寿三斎（自身で寺子屋を開いていた、註5参照）が何らかの文献か知友からの聴問により翁自身が付加した註記であろう。覚鰲城を造立したのは大伴駿河麻呂であるというの

は、明らかに誤りであるし、田村麻呂ならばいざ知らず、駿河麻呂などという名前が東北非間に知られているとは考えがたいからである。

二　大伴駿河麻呂築城説の誤り

寿三斎の筆録に覚鰲城造立者は大伴駿河麻呂と註記してあるが、これは誤りである。その理由を次にのべる。

「続日本紀」によれば、この城を造立すべきことを陸奥国から奏言し勅裁をえたのは宝亀十一年（七八〇）の二月二日である。この城を造立すべきことを上言したのは、陸奥出羽按察使として陸奥に在任していた紀広純であった。勅裁をえた広純は「覚鰲柵を造り、もって戍候を遠ざくるため」おそらく多賀城を出発し北進し、「俘軍を率いて」伊治城（宮城県の北部）に到達した。この時一大事件が突発した。広純に従っていた夷種出身の上治郡大領外従五位下伊治公呰麻呂が、かねて広純に怨をいだいていたので、伊治城において広純を殺害したのである。それが同年三月二十二日（公卿補任は三月二十四日としてある）。であるから、城は宝亀十一年三月までは完成していないことは明白である。

しかるに大伴駿河麻呂は、四年前の宝亀七年（七七六）の七月七日に死亡している。であるから、この城を造立したのは決して駿河麻呂でないし、この城を造立すべきことを建議したのも駿河麻呂ではないのである。

それでは覚鰲城の造立はいつ頃なのか。

三　覚鰲城の造立年代

覚鰲城が造立されたとすれば、その年代は東北辺境征夷開拓の進捗過程からみて、造立勅裁のあった宝亀十一年（七八〇）を上限とし、下限は胆沢城が造立された延暦二十一年（八〇二）までの二十二年間のうちであるにちがいない。

伊治城と胆沢城とを結ぶ中継基地として、胆沢城造立以後に設けられたとみるわけにはいかない。何故ならば、この地は胆沢城の南方わずか三里しか隔っていないのに、伊治城擬定地からは直線距離でみても北方はるか九里にあたり、中継連絡基地としては距離的にいって、まったく均衡を破り北に偏在しすぎているからである。

であるから、その造立年代を考定するためには宝亀十一年三月以降から延暦二十一年にいたるまでの約二十年間における北上平野征夷開拓過程をふりかえってみることが必要となってくる。[註12]

宝亀十一年の三月に紀広純が伊治城において殺害されてから、はるか後方の多賀城までが夷族に襲撃され放火された。東北征夷開拓史上、最大の危機であった。広純の後任として中納言従三位藤原継縄を征東大使に任命したのは三月二十八日である。この頃、渡島の夷族も「辺民を侵擾」し不穏な形勢を示したので、五月に将軍国司らに命じて慰喩させた。同時に坂東諸国・能登・越中・越後に糒三万石を準備させた。糒は非常用軍糧である。糒三万石は軍防令第六条の規定により換算すれば兵士五千人分にあたる。兵制改革も実行し、従来の徴兵制に進士制を加えることにし「よろしく広く進士を募りて早く軍所に致すべし」と命じた（五月十六日）。三関（鈴鹿・不破・愛発）辺要以外の諸国は国の大小にしたがって、殷富の百姓の才弓馬にたえたる者をえらび当番ごとに専ら武芸を習い有事に徴発するというのが進士制で、これは精兵主義である。しかるに征軍は出動しない。六月二十八日に出動を促した。しかし、出動するどころか、却って甲冑等の軍需補給を要請してきたので、尾張・参河等五国に甲一千領を、東海東山両道諸国には冑四千領を運送すべきことを命じ（七月二十一日）、下総に糒六千石、常陸に糒一万石を八月二十日までという期限付きで追送すべきことを命じ（七月二十二日）、出動をかさねて督促した。以上で輸送糒の合計は四万六千石となった。陸奥側の征軍がこのように渋滞している一方において、出羽側でも「雄勝・平鹿二郡の百姓、賊のために略せられ各本業を失い彫弊

殊に甚し」という急変事態がおこり、秋田城を南方に後退させるべきであるという後退説が抬頭した。征軍が再度の督促をうけながら出動しなかったのは、奥羽夷族の抵抗激化という事情が伏在していたからであろう。征軍は中央指令にそむき出動しないので、征東大使を交迭した。九月二十三日である。従四位上藤原小黒麻呂に正四位下を授け持節征東大使とした。交迭理由は十月二十九日の勅に詳述されている。文意は次の如くである。征東大使は進発以来久しくなるのに延滞しすでに征戦の時宜を失し、すでに十月になってしまった。「もし今月をもって賊地に入らずんば、よろしく多賀・玉作等の城に居り、よく防禦を加え、かねて戦術を練るべし」と結んである。この勅によって、伊治城は呰麻呂の反乱以後まだ夷族の手中におちたままで、十月にいたっても回復されていなかったことが知られる。ましてや覚鱉城は造立されるはずはないのである。

大使交迭後、小黒麻呂は直ちに出動し二千の兵をもって鷲座・楯座・石沢・大菅屋・柳沢を経略したことを報告している。それは歳の瀬もおしせまった十二月十日のことである。これをもってみれば、天平九年に開設された陸羽横断連絡幹線路（多賀城から色麻柵を経て出羽国最上郡にいたる）も、この年の反乱で一時夷族の手に帰していたのである。十二月二十七日に陸奥鎮守副将軍百済王俊哲が「おのれら賊のために囲まれ兵疲れ矢尽きたり。しかして桃生・白河等の郡神十一社に祈って囲を潰ることをえたり。神力にあらざるよりは何んぞ軍士を存せんや。請う幣社に預らしめんことを」と言上し裁可になっている。これが陸奥における征討神威の初見である。このたびの征戦が、いかに苦戦であったかがよくわかる、と同時に戦場は北上平野でなくて、はるか南であったこともわかる。覚鱉城は宝亀十一年に造立されたものではない。

明けて天応元年（七八一）。この五月二十四日に小黒麻呂は軍を解き帰京したいと言上した。政府は六月一日の勅を

もって却下した。却下理由はつぎの如くである。賊衆四千人のうち斬首はわずか七十余人にすぎない。しかも「一もって千に当る」強暴な首領たち（伊佐西古・諸絞・八十島・乙代ら）はまだ捕っていない。報告すべきことがあるなら副使のうち一名を上京させれば事足りる。持節大使は帰京すべきでない。というのである。このときの主目的である伊治城回復のことはまったくみえていないから、伊治城は天応元年にも夷族の手中にあったのであろう。であるからこそ、三年後にまた征討が企画されざるをえなかったのである。

しかるに、帰還請願を却下された後、戦果もみえぬまま、「続日本紀」は八月二十五日条に小黒麻呂の入朝を記している。かくして九月二十二日に行賞があった。戦果を讃えての行賞ではなくて、形式的な行賞であったことは「征夷の労を賞す」（傍点板橋）とあって、征夷の功を賞すとないことからも察知できるし、さらにいうならば、延暦七年八年の征討も明らかに失敗であったが、この敗軍に対しても型の如き行賞をする際、ことさらに「天応元年の例によって、これを行う」と特記してあるのでもわかるのである。したがって、天応元年にも覚鱉城が造立されるほどの戦果があったとは、どうしてもみなすわけにはいかないのである。

天応元年の翌年は延暦元年（七八二）。この年の五月に陸奥奥郡の百姓に復三年を給し、同二年四月には征夷兵站基地として度々徴発をうけた坂東諸国に使をつかわして存慰を加え倉を開いて優給し、六月には出羽の雄勝・平鹿二郡に優復を給している。この二郡は宝亀十一年に夷族の掠奪をうけた地域である。

小黒麻呂の敗軍により、当然延暦三年を期して新しい征夷計画が策定された。征東副将軍に大伴弟麻呂を任じたのは二年十一月であったが、正将軍を任命したのは三年二月になってからである。正将軍は大伴家持。正将軍にさきだって副将軍を任命することは延暦八年の征夷にも例があるので決して異例ではない。さて、家持が征東将軍になったとはい

うものの、征討行動をおこさずに三年は暮れた。翌四年にも征討出動のことはまったくみえない。また正将軍・副将軍に任命された人物の位階を検討してみても行賞の昇叙がないから、このことからも征夷行動がなかったことが裏付けられる。延暦三年の征夷は将軍を任命しながらも未遂におわったのである。

延暦五年、六年、七年にも征軍行動はない。五年八月に東海・東山の両道に使をつかわし軍士の簡閲と兵器の点検をさせているが、「続日本紀」はその目的を「蝦夷を征せんがためなり」と特記しているし、六年には現地将吏の人事交渋をなし（二月）、七年三月二日には東海・東山・北陸等の諸国に対して、七月までに軍糧三万五千石を多賀城に搬入すべきことを命じている。このときにも「続日本紀」は「来年蝦夷を征せんがためなり」と特記していることは、このときまで征戦がなかったことの証拠である。

延暦七年三月三日に征戦計画を策定し、同三月二十一日、征東副使四名を任命。こえて七月六日、紀古佐美を征東大使に任命した。古佐美は十二月七日に節刀をうけ、翌八年三月、諸国の軍を多賀城に結集し賊地に向う。朝廷においては同月征夷を伊勢神宮に告げ奉幣した。征夷のため神宮に奉幣したのは、これが史上初見である。決意のほどが知られる。征軍は三月二十八日渡河して衣川の線まで進出した。伊治城を回復したのはこのときであろう。ということは、このときまでは覚鱉城が未だ造立されていなかった証拠でもある。ところが、衣川で軍は膠着してしまった。政府は五月十二日に北進すべきことを督促した。六月三日、詳細な戦況が朝廷に達した。これによれば征討目的は胆沢子波攻略である。しかし、子波（胆沢のさらに奥地）にいたるところか、胆沢の戦闘で戦死二五人（別将一名、進士四名を含む）矢による負傷者二四五人、溺死一〇三六人、裸身帰還者一二五七人という大損害をこうむったというのである。六月九日、また戦況報告が到着した。戦況報告であるが、真意は征討中止意見である。長文であるので、ここに必要な点だけ

を摘記する。

結論要旨―

能動的先制征討軍態勢を解消し、受動的防衛態勢に切替えるべきである。

理由―

1　賊地「子波・和我は僻して深奥にあり」北に偏して遠すぎるので征討困難。

2　従って軍糧輸送も困難。「粮を百里の外に運ぶは良策にあらざるなり」。

3　賊の戦法は出没自在で、征討の短期成就は予想できない。

4　すでに農耕期になったので戦闘継続に無理がある。

このときすでに覚鰲城が造立しているならば「粮を百里の外に運ぶは良策にあらざるなり」というはずがない（A）また、軍糧輸送の困難なことを具体的にのべて「玉造塞から衣川営までの輸送行程は四日であり、輜重の受納に三日を要するから、往復すれば計十日かかる。さらに衣川から子波の地までの行程に六日を要すると見積れば、輜重往還十四日となる。であるから玉造塞から子波の地にいたる往復日数は二十四日である。これは途中で敵の襲撃をうけたり、雨に妨げられたりして進運が渋滞しない場合の順調日程だけの計算である」といっている。覚鰲城がこのとき存在しているならば、この城こそ胆沢和我子波攻略の基地になるべきで、そうでないところをみると、やはり覚鰲城はまだ造立していないことを立証している（B）。

うえにのべたAとBとにより、このときまで、覚鰲城が存在していなかったことは明白であると同時に、胆沢和我子波即ち北上平野攻略には、玉造塞よりもさらに北進した基地、宝亀十一年に紀広純が建議し勅裁をえていた覚鰲城を造

立することの緊急性が、惨憺たる敗軍という事実によって痛感されることになったと思う。

伊勢神宮に奉幣してまでその成功を祈念し決行した征討が、敗戦を弁解する底意もあってのことかも知れないが、とにかく現地軍責任者の言葉によれば、玉造塞から戦場まで「粮を百里の外に運」ばなければならぬ悪条件によって挫折したにもせよ、敗軍の責任は追求されなければならない。現地からの征討中止意見に対し政府は「出でて功なきは良将の恥とするところなり」進軍すべしと命じた。それで、征軍はかさねて胆沢に出撃した。その報告は七月十日、政府に到着した。しかし政府は満足しなかった。戦果は斬首八十九級にすぎないのに、征軍の損害は死亡一千余人、傷害二千人。損害が戦果をうわまわっていたからである。

結局、古佐美は九月八日帰京し節刀を返進した。古佐美の征討は失敗に終ったのである。九月十九日、敗戦責任の査問がおこなわれ、それぞれ処分をうけて延暦八年は暮れた。

古佐美の敗戦により、次の征討準備は翌九年閏三月から始まった。準備は前後三年十カ月という長期にわたった。このような例は従来なかったことである。九年閏三月、駿河以東の東海諸国と信濃以東の諸国に革甲二千領を三カ年以内に造るべきことを命じ、相模以東の諸国と上野以東の諸国に糒十四万石の用意を命じた。十一月、坂東諸国の田租を免除した。翌十年正月、「蝦夷を征せんがため」東海・東山の軍士を簡閲し兵器を点検した。七月十三日大伴弟麻呂を征夷大使に任じた。そのほか、兵具・兵糧の戦備が着々となされて延暦十年は暮れた。

以上は「続日本紀」にみえるところである。やや長文にわたって記述したのは、宝亀十一年から延暦十年までの十二年間には、覚鱉城が造立されたということも、あるいは実在していたという徴証もないということを明確にしておきたかったからである。

ところが、「続日本紀」は延暦十年で終って、翌年からのことは日本後紀によらねばならぬのであるが、不幸にも「日本後紀」の巻一・二・三・四の四巻、年代にすれば延暦十一年正月から同十五年六月までの記載が欠落しているので、詳細を知ることができないのである。「日本紀略」とか「類聚国史」によって欠落を補うことができるだけであるが、それにしても十一年には対夷懐柔策と夷族間内部抗争のことが多くみられることは注目すべきである。

すなわち斯波村の夷胆沢公阿奴志己らと伊治村の俘とが対立抗争して、斯波村の夷は使者を国府に派遣し、伊治村の俘の非を訴え「われらは王化に帰属したいと思っているのに伊治村の俘がこれをさまたげる。どうか彼らの遮闘を制止し永く降路を開いてほしい」と上申した（十一年一月）。国府では「朝恩を示すため物を賜り放還」した。中央政府は国府の措置を「自今以後、夷の使者が来ても、賜物してはならぬ」ときめつけた。この場合、国府の措置はさすがに現地事情に通じているだけに適当な態度である。中央政府の態度は策のえたるものではない。とくに征討を明後年（十三年）にひかえているのであるから、夷族の動静を知るためにも、伝統的以夷征夷策を推進するためにも、拙劣な措置である。はたせるかなその後、対夷方針を転換している。七月になると「遠く王化を慕って入朝を望む」夷爾散南公阿破蘇に対して入京を許したばかりでなく「よろしく路次の国は壮健なる軍士三〇〇騎をえらび国堺に迎接し、専ら威勢を示すべし」と指示している。正月の方針からみると一大転換である。十月には「外虜を懐けた」功により、陸奥の俘囚吉弥侯部真麻と大伴部宿奈麻呂とに外従五位下を授けている。十一月には入京した陸奥の夷俘爾散南公阿波蘇・宇漢米公隠賀・俘囚吉弥侯部荒嶋らを朝堂院において饗応し、阿波蘇と隠賀に蝦夷爵第一等を、荒嶋には外従五位下を授け、「もって荒を懐くるなり」と特記している。この時、めずらしいことに宣命も特に賜っているが、夷族に対する宣命が国史に伝えられているのは、これが初見である。十一月、出羽の平鹿・最上・置賜三郡の狄に田租を「永く免じ」てい

る。ここにおいて附記しておきたいことがある。優遇をうけた阿波蘇は後々までも変ることなく帰服し田村麻呂・文屋綿麻呂の征戦の終了後、弘仁十一年には外従五位下に叙されていることである。阿波蘇は征戦に協力したからであろう。

宝亀十一年、呰麻呂の反以来、現地における対夷関係は破綻していた。それが、延暦十一年にいたって十三年ぶりに、いちぢるしく好転した。さきに、十一年という年は、注目すべき年であるといっておいたのは、このことである。現地夷族との親和関係が馴致されれば、築城するにも好都合となる。

征東大使大伴乙麻呂は十一年の閏十一月二十八日に辞見した。翌十二年二月、征東使を征夷使と改称し、副使坂上田村麻呂が現地にくだる。

このたびの征討将軍に任ぜられたのは正副計五人であるのに、「日本紀略」は以上のごとく二月(乙麻呂と田村麻呂)の辞見だけしか記載していない。これは「日本紀略」が他の副将軍の辞見を省略したのではなくて、実際に他の三名は辺境に在任していたからである。他の三名とは百済俊哲・多治比浜成・巨勢野足である。俊哲は十年九月以降下野守兼鎮守将軍として、野足は八年十月以降鎮守副将軍として、浜成は九年三月以降按察使兼陸奥守として陸奥に駐留していたので改めて辞見の必要はなかったのである。

このたびの将軍五人のうち田村麻呂以外の四名は既に辺境に経験を有する有能な人物ばかりである。大使弟(乙)麻呂は延暦二年に征夷副使となったことがある。大同四年七十九才で歿しているから、この時すでに六十一歳の高齢であった。弟麻呂の子勝雄は天長年中陸奥守となり按察使を兼ねたことがあったが、「資性覚簡にして家風清廉、貨利を近づけず、出でて戎事を総べ入りて禁兵を典る。才学に乏しと雖も将帥の器あり」と評されているところをみると、弟麻呂の家は武の家であったのである。俊哲の伝記は大日本史にも登載されているように、宝亀五年の征討軍功により勲六等、

宝亀七年八年の征夷で勲五等に叙し、累進して従五位上・鎮守副将軍となり、宝亀十一年征夷で包囲されたがこれを破った軍功により正五位上勲四等に叙した歴戦の武人で、生涯の大部分を辺境ですごした人物である。浜成は宝亀十年の敗戦責任追求査問の際にも、副使として彼だけが勇戦軍功により査問を免れた武人である。田村麻呂よりも年長であった。野足は延暦八年鎮守副将軍となり辺境事情に通じている。田村麻呂よりも七歳の年長者である。田村麻呂はこの時三十六歳、将軍五人のうちでは最年少者である。位階でいえば、田村麻呂は野足と同位で、五人のうちの最下位。五人の年令や位階をここでのべた理由については後述する。

「日本紀略」を一見しただけでは、不審に思われることがある。それは、十二年二月に田村麻呂が辞見した以後、この年の十二月まで征夷の記載がまったくみえないことである。十カ月間、辺境で無為に歳月がすぎたのであろうか。ここに覚鑁城造立年代問題を解く鍵が伏在しているのではないか。そのためには翌十三年の征夷過程をみておく必要がある。

弟麻呂等の征夷は翌十三年に始まった。この正月に征夷大将軍大伴弟麻呂に節刀を賜わり、朝廷は征夷の事を天智天皇と光仁天皇の山陵に告げて、決意を表明した。伊勢太神宮には征夷の成功を祈願した。二月乙未の勅をもって駅遞奏上規定を制定し、軍機密保持と人心安定を策した。前例にみない細心の配慮というべきであろう。五月、馬射の行事を停止したが、それも「大軍を発するを以て」であった。廷中をあげて今次征討に期待しているのである。「日本紀略」は六月にいたって、ごく短い文であるが「副将軍坂上大宿禰田村麻呂以下征蝦夷」を書きとどめている。田村麻呂の軍功が顕著であったことを、この短い文章からうかがう以外には他に史料はない。しかし、征戦は六月で終結したのではなかった。九月になってからのことであるが、新都京都に遷り、夷族征討の成功を祈って諸国の名神に奉幣しているからである。十月二十八日にいたって大将軍弟麻呂が決定的勝報を奏上した。翌十四年正月、めでたく弟麻呂は節刀を朝廷に返進した。

弟麻呂の勝報には征戦地域は何処であったか、まったくみえていない。しかし、それは北上平野の南部地域であったらしい。その理由をこれからのべる。

「続日本紀」の編集が完了し上表したのは延暦十六年二月であったから、今次征戦の三年後のことである。このときの上表文のうちに十三年度の征戦に言及し「伏して惟みるに天皇陛下……遂に仁を渤海の北におよぼし貊種心を帰し、威を日河之東に振い、毛狄を屏息せしむ」と記してある。「日河」というのは、延暦八年九月敗軍責任査問の際の宣命にある「日上乃湊」の「日上」にあたるもので、いまの「北上」を壮重な漢文表現したのが「日河」、宣命体で表現したのが「日上」であろう。さて、上表文は儀礼的形式を尊んだいいかたをしたものであるが、それにしても今次征討成功をいかに重視したかという例証である。前回征夷惨敗の直後であっただけに、それだけに対照的に今次戦果が大きく印象づけられたのであろう。

「威を日河之東に振った」という「日河之東」の地とは、前回紀古佐美軍が「河東に集まり……東山より出」てきた夷軍に「官軍の後を絶たれ」大惨敗をした北上川河東地域のことであるとみて、はじめて文意が生きてくるし、そのようにみることによって、今次十三年征討は紀古佐美敗軍地域の回復とその復讐に成功したものと了解できるのである。北上川南部平野における河東の地といえば、いまの江刺郡と胆沢郡東部を中心とした地域で、この地域を俯瞰しうる形勝の台地として恰好なのは明後沢台地である。この台地に立てば河東の地は一望のうちにある。延暦八年紀古佐美の惨敗は、紀広純が緊要なりと建議した覚鰲城がまだ造立されていなかったことに起因したのであろうし、今次十三年弟麻呂成功の一因は緊要基地覚鰲城が造立されていたからであろう。

前述したように延暦十三年は征戦の年であった。築城という大土木工事をなしとげる余裕があるべきはずがない。そ

註13

うなれば、その前年、すなわち十二年という年が築城にふさわしい。呰麻呂の反以後十年以上にもわたった夷族との不信感や反目関係が、斯波村の夷胆沢公阿奴志己・夷爾散南公阿破蘇らとの関係にみられるように改善され親和関係に入ったのは延暦十一年であったことは前述しておいた。築城にも好都合となる。その翌年が、ここに指摘した十二年（「日本紀略」によれば辺境征戦記事が空白の年）であって、大将軍弟麻呂は前年の末から、田村麻呂は十二年の三月から陸奥にくだり在任している。征戦を明年に予定して、現地におりながら、十二年という年を無為にすごすとは考えがたいことである。そして十三年の征戦となる。故に、覚鱉城造立の年を延暦十二年と考証した次第である。[註14]

築城したのは誰か、ということは歴史上の大きい流れのうえからみれば、この場合たいして問題にならないのであって、覚鱉城そのものの古代東北開拓史上において果した役割の方が意義をもつのであるが、付言しておきたい。

築城は大きな土木事業であるから、名目的には征夷大将軍であった大伴弟麻呂ということになる。このことは後述するように論功行賞からみても首肯できるのである。弟麻呂は位階が一躍四階も昇進[註15]するという恩典に浴している。正副将軍五人のうち最高の昇進である。しかし、ここでいいたいのは弟麻呂のほかに田村麻呂も築城功労者のうちの有力な一人であったのではないか、ということである。これから、その理由をあげてみよう。

(1) 延暦十三年の征夷にあたって、「日本紀略」は六月十三日条に「副将軍坂上大宿禰田村麻呂已下征蝦夷」と記載してある。征討将軍なら正副あわせて五人であり、田村麻呂は年令において最年少、位階においても野足とともに最下位であったのに、このように記されていることは、軍功が最も顕著であったからか、それとも実戦の直接担当者であったからに相違ない。このような軍功をあげるためには、軍略的に必須条件であった築城の功もあわせ含められているとみることも可能であろう。推定にすぎないことではあるが。

(2)　このときの成功は覚鰲城があったればこそである。このことは前述しておいた。正副将軍五人の論功行賞をみると浜成については知ることはできないが、弟麻呂の四階昇進は正将軍であったから当然として、俊哲は一階だけ、野足は二階特進であるのに、田村麻呂は三階特進であって、知りうる限りにおいては、副将軍四人のうち最高の特進である。田村麻呂は築城し、これを基地として河東を征圧する殊功をあげたからではなかったか。

(3)　延暦十三年ののち、同二十年にも更に征討が実行されたのであるが、そのときの最高責任者に選任されたのは、余人ではなく田村麻呂であった。そのとき田村麻呂は一身に征夷大将軍、按察使、陸奥守、鎮守将軍、この四職を兼ねている。奈良時代の初めから延暦二十年までの間に、征夷あるいはその計画は十一回あったが最高責任者にして四職を兼帯したのは田村麻呂が最初である、[註16]ということは十三年度征討における田村麻呂の軍功が絶大であったからに相違ない。これほどの軍功となると、それは運兵戦果だけの軍功ではなくて、そのために緊要な基地築城といった軍略功績もあってのことではないかと想定されてくるのである。

(4)　弟麻呂のことであるが、十一年閏十一月二十八日に征東大使として辞見している。特命をうけて現地に赴くことが辞見である。しかるに、その翌々年、即ち十三年正月一日に弟麻呂は節刀を賜わっている。これこそ征戦出陣の朝儀である。そうすると、弟麻呂は十一年閏十一月以降陸奥に下り十二年の大部分を陸奥ですごしてから、一旦帰京し節刀をうけたことになる。では、十二年の大部分を陸奥でどのようにすごしたのであろうか。この期間こそ覚鰲城造立に専念したのではないか。であるから翌十三年の成功となったのであろう。弟麻呂は名目的にも、実質的にも築城に関与し、十二年二月に辞見して現地にくだった田村麻呂とともに築城にあたったのではないか。今回発見された遺跡が立地上からみて覚鰲城跡にふさわしいので、覚鰲城が造立されたとするならば、その年代は延暦十

二年であってはじめて史料解釈が首尾一貫するのである。

四　結　語

覚鱉城の名は宝亀十一年条に四回みえているだけであるが、いずれも築城完成を意味したものではない。[註17] そこで文献史料からだけでは、果して完成したのかどうか不明というほかないのである。覚鱉城が造立されたとみなした人々も、その遺跡地については

1、宮城県栗原郡萩野村有壁説[註18]
2、岩手県西磐井郡平泉町高舘説[註19]
3、同西磐井郡一ノ関市説[註20]
4、同胆沢郡衣川説[註21]
5、同胆沢郡衣川村上衣川説[註21]
6、同磐井郡内説[註22]

等があり帰一するところがないまま現在にいたった。

このように、いくたの疑問をはらんだ城であるが、明後沢古瓦出土遺跡は発掘調査の結果、瓦窯址でも古代寺院跡でもなく奈良末か平安初頭の古代城柵跡であることの徴証が発見されたからには（第一章・第四章第一節）、その立地条件と当時の東北辺境征夷開拓過程とからみて、覚鱉城跡の最も有力な擬定地とみなされるにいたったのである。[註23]

因に、この城は考証の結果延暦十二年、大伴弟麻呂・坂上田村麻呂らによって造立されたものと考えられる（第五章第三節）。

註

1　明治十三年十一月の奥書のある「岩手県管轄地誌」（盛岡市公民館所蔵、筆書本）は本県地誌としては最も浩瀚な、そして最も詳細な文献であるが、これに「松ノ木沢川、小山村ヨリ来リ白山村ニ入ル、長凡壱里零五町、字中嶋ニテ又白山村ヨリ来リ字四段田ニ至リテ稲置村ニ入ル、長凡九町幅広所五間、狭所四間、深所壱丈、浅所四尺、急流」とあるので松ノ木沢川の概要を知ることができる。

2　明後沢川の概要についても「岩手県管轄地誌」（同上）に「小山村ヨリ来リ稲置村ニ入ル、長凡三拾零町、幅広所五間、狭所四間」とある。ちなみに「岩手県管轄地誌」は岩手県の地誌に関する最も詳細な文献である。しかしあまりにも浩瀚なために未だに刊行されていない。

3　この台地が開田された経緯については現地の「姥沢開田竣工碑」に詳しくみえている。昭和八年秋に姥沢耕地整理組合を創立し、同九年十一月起工、同十四年五月完成、開田反別約四〇町歩である。

4　宮城県史第二八巻一七九―一八〇頁に、安永六年（一七七七）七月付の「胆沢郡下胆沢小山村風土記御用書出」がおさめてある。これは前沢町阿曾沼磨氏所蔵の写本であるが、旧藩時代には明後沢は小山村のうちであった。さてこの御用書出には「古舘三ッ」と標記し、小字舘合所在の八郎舘、小字明後沢所在の九郎舘、小字鍛冶屋敷所在の宗角舘の三ヵ所だけをあげ、明後沢の九郎舘については「右御城主樫山九郎と申御方、天正年中迄御住居之由申伝候事」と註記してあるのみである。古瓦の出土する遺跡についてはまったく触れていない。

また、前沢町古城の大林寺には原稿用紙にインクで書いた「古城村誌」という稿本があり、このうちに旧小山村

の風土記御用書出写が採録してある。小山村風土記御用書出写には「安永五年、右風土記方草稿逐日加潤色之間、邑長令預者也、郡長鈴木常雄、天保九戊戌星三月十日写之、岩淵寿右衛門」という奥書がある。これをもってみるに、「古城村誌」におさめてある風土記書出は原本によって書写したものではなくて、天保九年に岩淵寿右衛門が筆写しておいたものを転写したのである。原本は今日所在不明である。これにも古瓦出土のことも、その遺跡についてもなんら記載していない。

5　識語中にみえる古城村というのは、明治八年十日伊達藩時代以来の旧村小山・中畑・関の三村とそれに稲置村の一部が合併してできた新しい合併村名である。このときの新村名を古城と決定するにいたった理由について「前沢郷土史叢」第二号（前沢町史編纂委員会、昭和三十二年九月タイプ印刷）によれば次のごとく説明してある。「当時の管区長（郡長）柏竹斎と村有志相図り命名を議した。此の中畑は北は明後沢、南は板子沢に挟まれた高台ケ所は一見して古城廓の面影を存しており、伝説又往古此処に覚鰲城と称する城があったというところから満場一致古城村の命名がなったと」ある。また標語中の妙法山というのは古城の字寺ノ上にある曹洞宗大林寺の山号である（図版第一において国道四号線にそうた表部落の寺院印が大林寺である）

次に筆者岩淵寿三斎について付記しておきたい。菅原栄治氏（古城農業協同組合長）をわずらわして調査していただいたところによれば、役場の戸籍台帳にも寿三斎とあるという。明治十四年旧六月四日死亡。大林寺過去帳に「寿翁斎大学祖道清居士」とあるのが寿三斎の戒名であろう。寿三斎は寺子屋を開いたので寿三斎の居宅（現在は岩淵竹雄氏居宅）を今でも「学校」とか「学校場（ば）」という屋敷名で呼んでいるという。寿三斎から金右衛門、重左衛門、軍蔵、忠右衛門と経、現当主文男氏となり、現在は古城小学校の裏手に住んでいるが、二度も火災にあった

ので寿三斎の筆稿は現存していない。

6　近世以前の古道は現在の北上低地を通らずに、台地上に通じていたことは信ずべきである。上野原誌編集委員会（上野原開拓の人たちの集り）で昭和三十八年三月二十五日に謄写版刷りで刊行した「うわのはら」第一集八四頁に「大分昔のことらしいが、当時国道大官（おおかん）街道は上野原を通っていたという。（中略）相当に人の歩いたらしい跡が今だに残っている。」とあり、その道順にあたる地名を列挙している。古城の故老渡辺行人氏（字外ヶ沢四九番地明治三十三年七月七日生）は古道の痕跡の一部を熟知していて、古城農協組合長菅原栄治氏と板橋を案内してくれた。今はまったく廃道となり使用されていないが、それでも道筋を辿ることができた。

7　註4で紹介しておいた大林寺所蔵の稿本「古城村誌」所収のものによった。阿曾沼磨氏所蔵のものとほとんど同文である。

　真偽のほどは未詳であるが、明後沢という言葉について一言しておきたいことがある。明後沢の阿部亮二氏の談によれば、古は、明号堂があったので、この沢を明号沢といったという。ちなみ阿部氏の屋敷名も明号屋敷である。明後沢は明号沢の転訛であるというのである。或は明号とは名号か。

8　「胆沢郡誌」、二九四頁、岩手県教育会胆沢郡部会編、昭和二年一月二〇日刊

9　斎藤忠・田中喜多美・板橋源「胆沢城跡」（文化財調査報告第四集）昭三十四年

10　岩手県教育会江刺郡部会「岩手考古図集」大正十五年、大川清「岩手県江刺郡瀬谷子窯業遺跡」（日本考古学年報8）昭和三十四年

11　ここに中畑というのは「北は明後沢、南は板子沢に挟まれた高台ヶ所」のことで「一見して古城郭の面影を存し

ており」とある境域の意味である。図版第二の南上野台地がそれにあたる。

12 板橋源、坂上大宿禰田村麻呂考、岩手大学学芸学部研究年報第一〇巻七五――九一頁、昭和三一年十一月

13 「毛狄」（東北の蝦夷）と対句的に引用されている渤海とは、「続日本紀」完成上表の二年前（延暦十四年）にわが国に漂着した渤海国使のことである。渤海国使呂定琳等六十八人が出羽国志理波村に漂着し辺夷の劫掠をうけた。この報告が出羽国からあったのが十一月三日であった。中央政府は呂定琳等を越後国に遷し供給すべきことを命じ、その翌年五月に本国まで鄭重に送還した。送還にあたり国書のほかに「絹二十疋、絁二十疋、糸一百絇、綿二百屯」を与えている。「仁を渤海の北におよぼし、貊種心を帰し」たというのは、このことである。渤海国使等の漂着とならんで弟麻呂等の征討成功が当時顕著な出来事であったことが、これでわかる。

14 覚鱉城造立に関し、その必要性を建議した紀広純の名も、その年代も「続日本紀」に明記されてあるのに、その造立年代がみえないということは一見不審なようであるけれども、何もそれは例外でもないし異例でもない。陸奥開拓の最高枢府である鎮守府の創建年代が明記されていないし、初期鎮守府のあった有名な多賀城の造立年代も正史に記載されていないたいのである。多賀城だけではない。出羽開拓の最高府となった秋田城の造立年代も正史には明記されていないのである。後に鎮守府となった胆沢城についても同様である。むしろ、古代東北開拓期の城柵で、その造立年代が明記されてある桃生・雄勝・伊治の三城柵の方が異例なのである。この三城柵についても、その造立年代をとくに記すために明記されたのではなくて、特記しなければならない事件があって、そのことに関連してたまたま造立年代が併記されているというケースである。

15 征討最高責任者位階昇叙一覧表

氏名	行賞直前位階	昇叙年月	昇叙位階	進級特階
巨勢麻呂	正4下	和銅4・4	正4上	1
多治比県守	〃	養老5・正	正4上	1
藤原宇合	正4上	神亀2・閏正	従3	1
藤原麻呂	従3	な　し	な　し	0
大伴駿河麻呂	正4下	宝亀6・11	正4上	1
紀広純	正5下	〃 9・6	従4下	2
藤原継縄	従3	〃 12・9	正3	1
藤原小黒麻呂	正4下	〃 12・8	正3	3
大伴家持	従3	な　し	な　し	0
紀古佐美	正4下	な　し	な　し	0
大伴弟麻呂	従4下	延暦14・?	従3	4
坂上田村麻呂	従4上	〃 20・11	従3	3
坂上田村麻呂	従3	な　し	な　し	0
文室綿麻呂	正4上	弘仁2・11	従3	1

表示の如く、四階特進は征討最高責任者としては弟麻呂ただ一人である。ただし、弟麻呂が将軍に任命されてから行賞までは三年半あるので、この間に定期昇進で従四位上になり、行賞の際は従四位上から従三位になったのだとすれば特進は三階であったことになる。三階の特進であったとしても、表示の如く弟麻呂以前には小黒麻呂、以後には田村麻呂しかない。現存史料に欠落がなく弟麻呂の特進四階が正しいとすれば、弟麻呂ただ一人ということになる。十三年の征戦はいかに苦心し努力した結果であったかがしのばれるのである。ということは、単に戦闘による勝利であったのではなく年来の懸案になっていた戦略緊要基地に築城し、そのうえでの勝利であったことを意味しているのではないか。

年次	氏名	大使・大将軍	按察使	陸奥守	鎮守将軍
和銅2（709）	巨勢麻呂	○	此時按察制未だなし	×	不明
養老4（720）	多治比県守	○	×	×	×
神亀元（724）	藤原宇合	○	×	×	×
天平9（737）	藤原麻呂	○	×	×	×
宝亀5（774）	大伴駿河麻呂	×	○	○	○
宝亀8（777）	紀広純	×	○	○	○
宝亀11（780）	藤原継縄	○	×	×	×
	藤原小黒麻呂	○	×	×	×
延暦3（784）	大伴家持	○	○	×	○
延暦8（789）	紀古佐美	○	×	×	×
延暦13（794）	大伴弟麻呂	○	×	×	×
延暦20（801）	坂上田村麻呂	○	○	○	○
延暦23（804）	坂上田村麻呂	○	○	○	×
弘仁2（811）	文室綿麻呂	○	○	×	×

16 征討最高責任者の辺境重職兼帯一覧表（上掲）

17 宝亀十一年条にみえている覚鰲城はいずれも築城完成を意味するものではない証拠をあげよう。

イ、二月丁酉（二日）条陸奥国上言中にみえているものは、三月四月の雪解季を待って直ちに賊地に入り覚鰲城を築営したいという予定計画を述べたまでのことである。

ロ、二月丁酉条勅文にみえているのは、陸奥上言の計画に対して裁可したものであって、築営完了を意味するものでないことは明白である。

ハ、二月丙午（十一日）陸奥国上言中にみえているものも、来る三月中旬に兵を発し賊を討ち覚鰲城を築営したいという計画をのべたものであることは文意と上言の月日から見て明白である。

ニ、三月丁亥（二十二日）条にみえるのが旧来から覚鰲城成立と考えられた有力根拠であったので、やや詳述しておく必要がある。

この条は呰麻呂が反して広純を殺害した変事を記したものであって、最初に広純殺害の事実をあげ、次に広純の略伝を抄記し、第三段にいたって呰麻呂の出自と反乱をおこすにいたった経緯をのべ、第四段で広純殺害の前後の事情をのべたものである。

第四段において「続日本紀」は

「時広純建議、造覚鰲柵、以遠戍候、因率俘軍入、大楯・呰麻呂並従」

と記してある「入」とは伊治城に入ったことである。さて、広純が伊治城に入ったのは覚鰲城築営するために北進して入城したのであろうか。そうであるならば城はまだ竣工していないことになる。それともこの時すでに築城を終って南下して来て入城したのであろうか。もしそうであるならば始めて覚鰲城の完成を確認できることになる。そこで、築城建議が裁可になった日から広純が伊治城に入城し殺害されるまでの期間が重要な解決の鍵になってくる。

裁可の勅は二月二日である。この年の二月は小月であり、広純殺害の日は三月二十二日であるから、最大限の日数をみても五十日に満たない。延暦八年における行軍日程によれば玉造塞から衣川営までですら四日を費している。多賀城から出発し覚鰲城を完成し、しかる後に本拠多賀城に帰還すべく南下の途中伊治城に入ったものとすれば、四十数日という最大限期間はさらに縮少し三十日位となるであろう。このような短期間に築城が可能なものでもろうか。しかも新占領地北辺においての築営は危険の多い敵前工事なのである。

池内儀八、東北に於ける古城柵研究（中）、東北文化研究一ノ五、昭和四・一

同上、東北に於ける上古の城柵遺蹟、東北文化研究二ノ一、昭和四・四

19 池内儀八、東北に於ける上古の城柵遺蹟、前出

20 河田熊、奥羽地理沿革考、史学雑誌五ノ十一ノ八九六頁
昭和二六年版一ノ関市勢要覧九〇頁
菅野義之助、郷土に於ける日本研究の近状――岩手県を中心として――史潮六ノ二、昭和十一・六
菅野氏の説は最も詳しく「一ノ関町に隣る山目村よりその西隣厳美村に通ずる道路の北側の丘陵上の城址」（板橋註、山目・厳美の二村は現在一ノ関市内）とのべ、一ノ関図幅五万分地形図の「泥田」の部分に○印を付してある。

21 井上通泰は漠然と「地理を思ふにカクベツは即後の衣川なり」（上代歴史地理新考東山道、四三六頁、昭和十八年）とのべているだけであるが、熊田葦城はさらに地域を限定し「衣川の内、上衣川」（日本史蹟大系第二巻九五二頁、昭和十年）とみている。

22 大槻文彦は流石に岩手県一ノ関市山目出身の碩学だけあって、すでに明治年間に「覚鰲城ノ遺址、未タ詳ナラズ」といいつつも「伊治城辺ヨリ北ニ進ミテ胆沢の蝦夷ヲ征センガ為ニ作ラレシコト知ラルレバ、伊治城以北ニテ磐井郡中ナリケムトハ推シ量ラルルナリ」（陸奥国伊治城墟考、復軒雑纂所収一一四頁、明治三六年）と推定している。ここにいう磐井郡というのは果して現行の地方行政区劃上の厳密な意味での磐井郡に固執したのではなく「伊治城以北」の地であって「胆沢ノ蝦夷ヲ征」する為の要所というところに重点をおいた立言であろう。

23 これは主として調査に当った板橋の意見であって、伊東委員は必ずしもこれと同じでない。

図

/

版

図版第一　明後沢附近五万分地形図

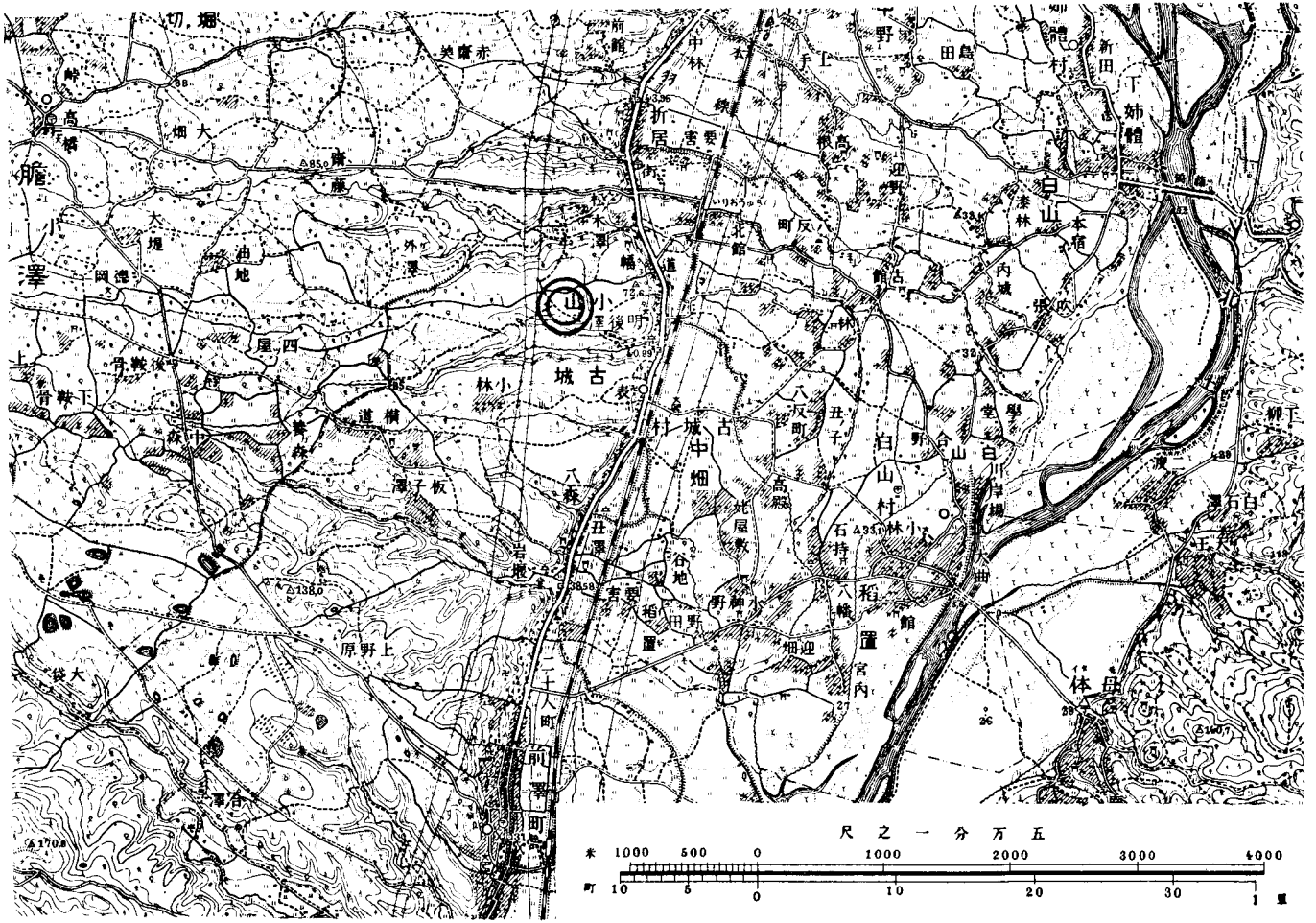

◎印で遺跡地の位置を示しておいた。水沢図幅による。

図版第二　明後沢台地略図

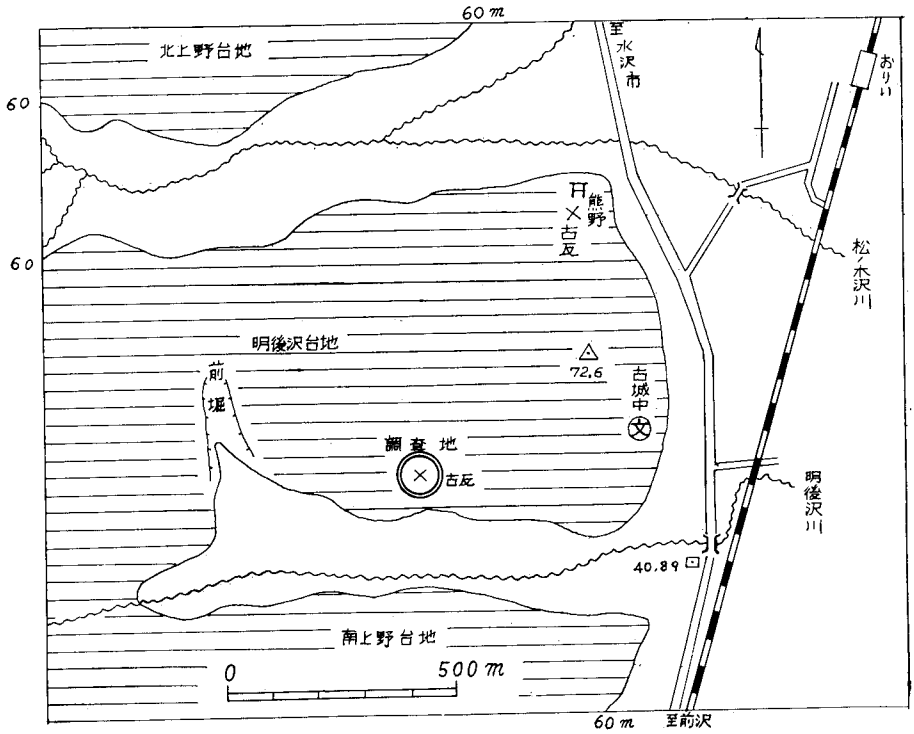

図版第三　　第一次発掘遺跡地600分測図

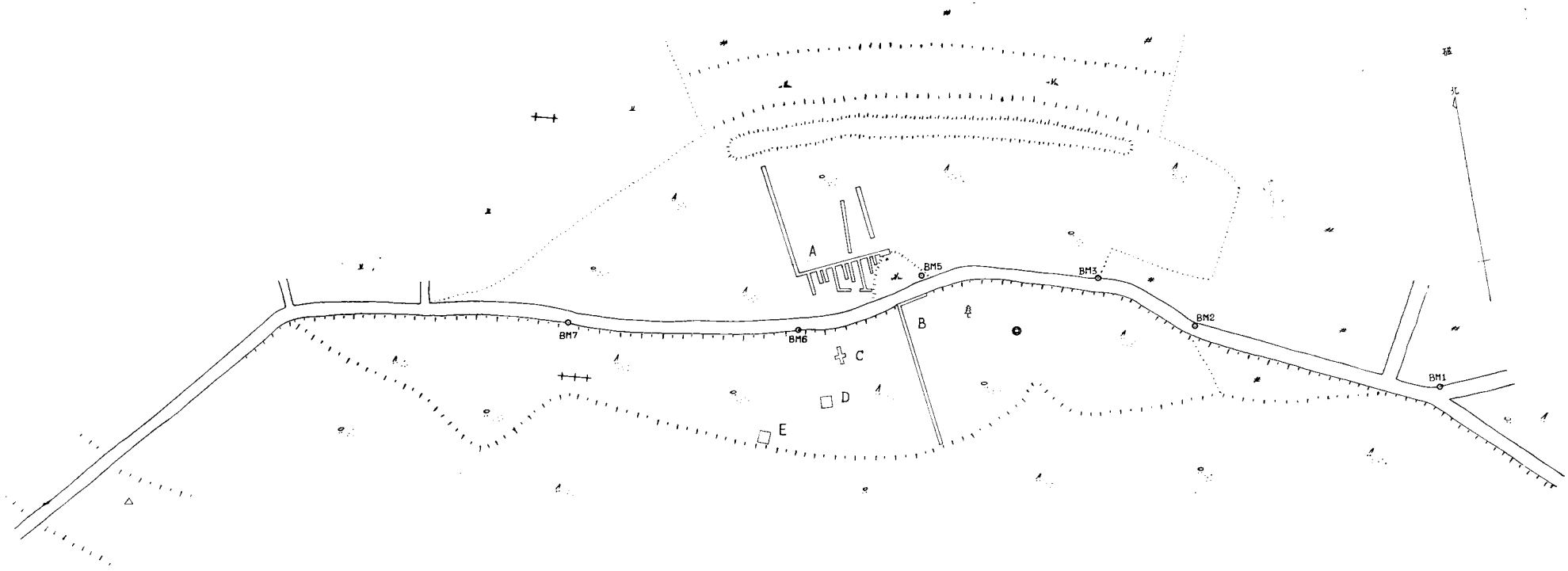

備　考　1）　△印は土師と須恵の破片のあつた窯跡残部の位置。
　　2）　卄　卅　印は高圧線鉄柱の位置。
　　3）　㊥印は古い湧水跡
　　4）　凸印は嘉元3年在銘古碑の位置。

0　300尺
0　100m

図版第四

第二次発掘50分測図

図版第五　　出　土　土　師　器　測　図

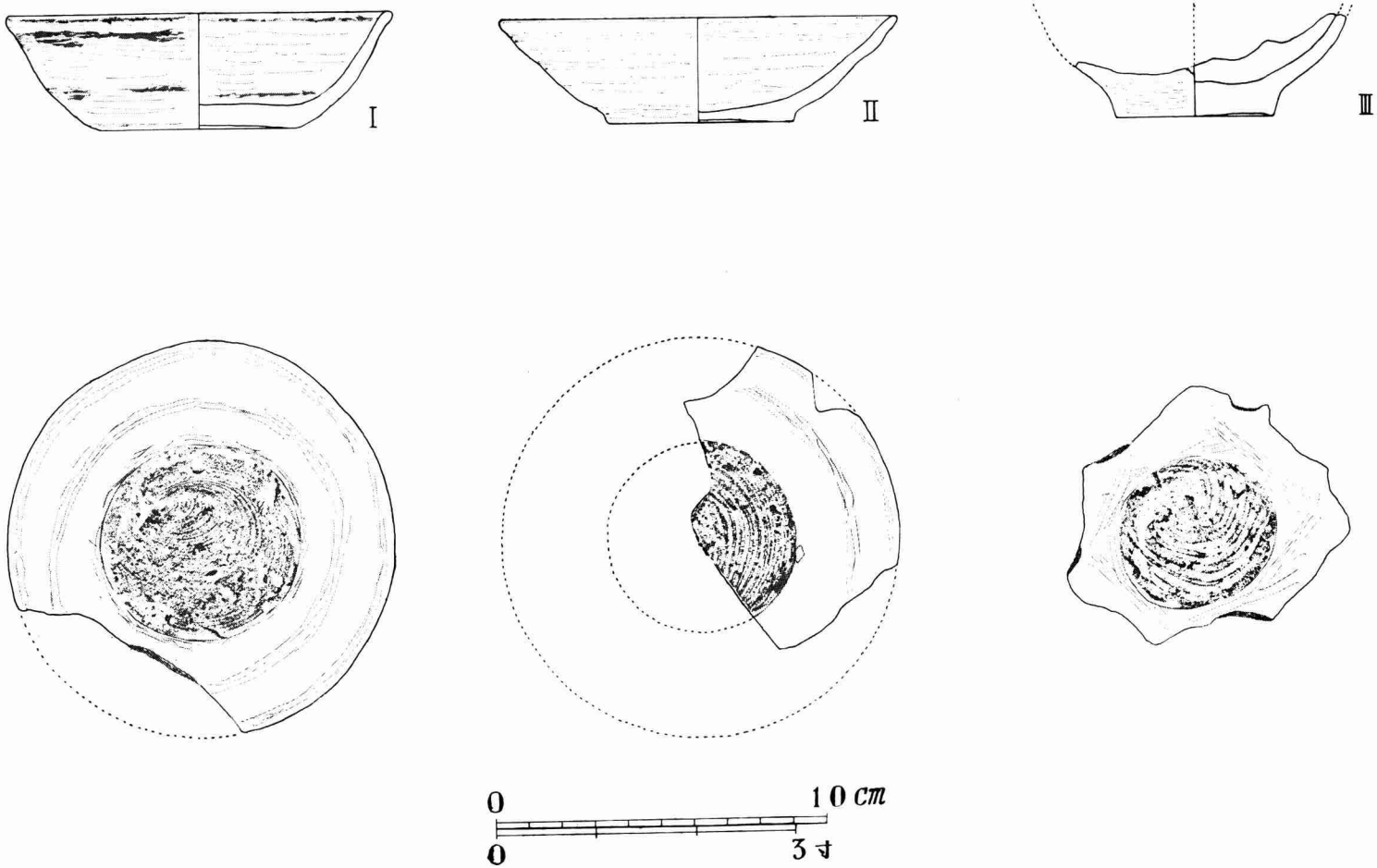

図版第六　　出土土師器・鉄片測図

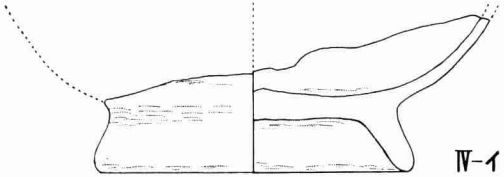

Ⅳ-イ

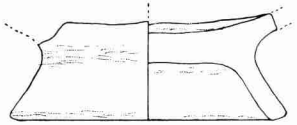

Ⅳ-ロ

Ⅳ-ハ

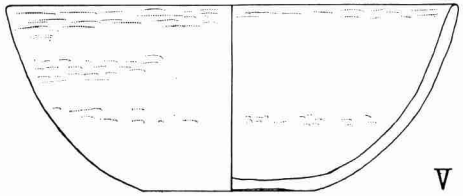

Ⅴ

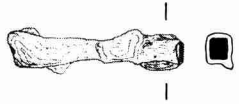

Ⅵ

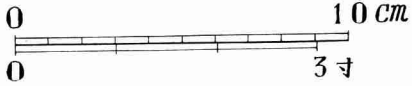

図版第七　　出　土　須　恵　器　測　図

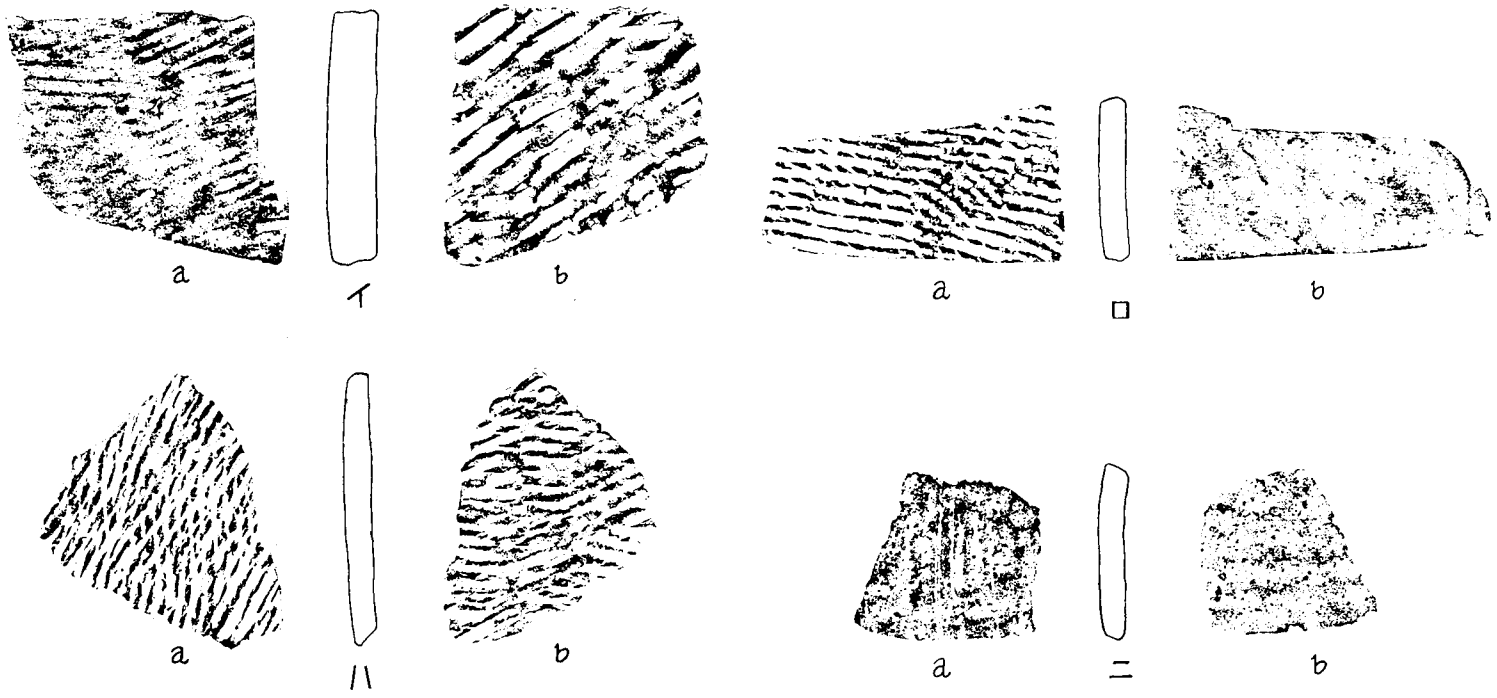

備　考　aは表面、　bは裏面。

図版第八

重弁蓮花文鐙瓦

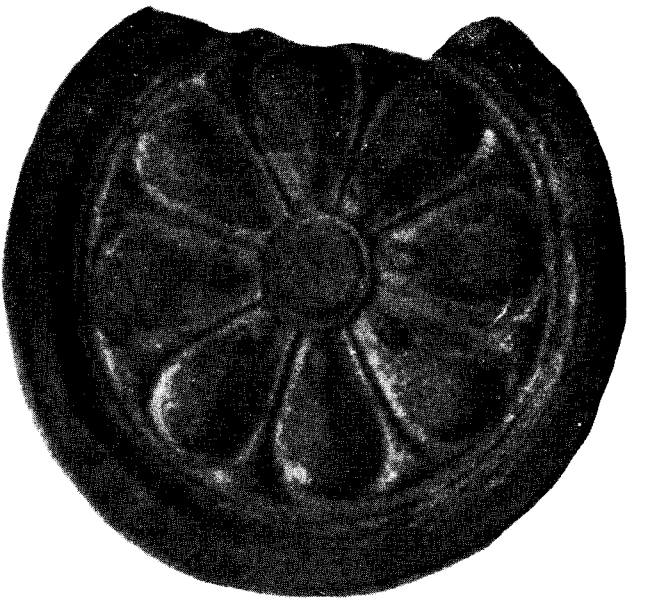

図版第九

重弁蓮花文鐙瓦

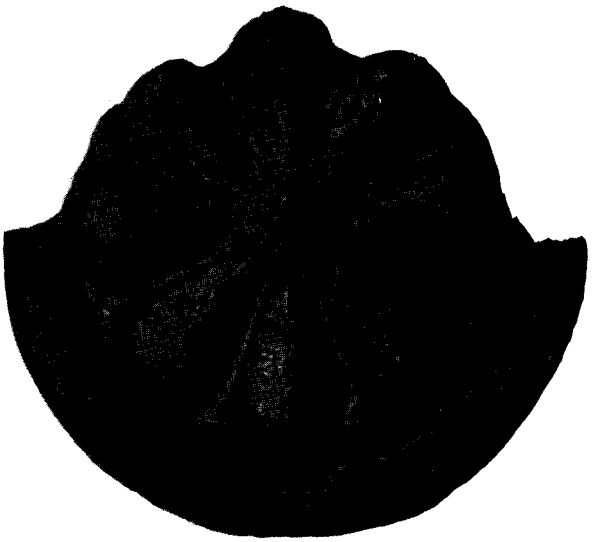

½大

図版第一〇

重弁蓮花文鐙瓦（故小田島喰郎氏収集品）

½大

図版第一一

素弁蓮花文鐙瓦（下　故小田島禄郎氏収集品）

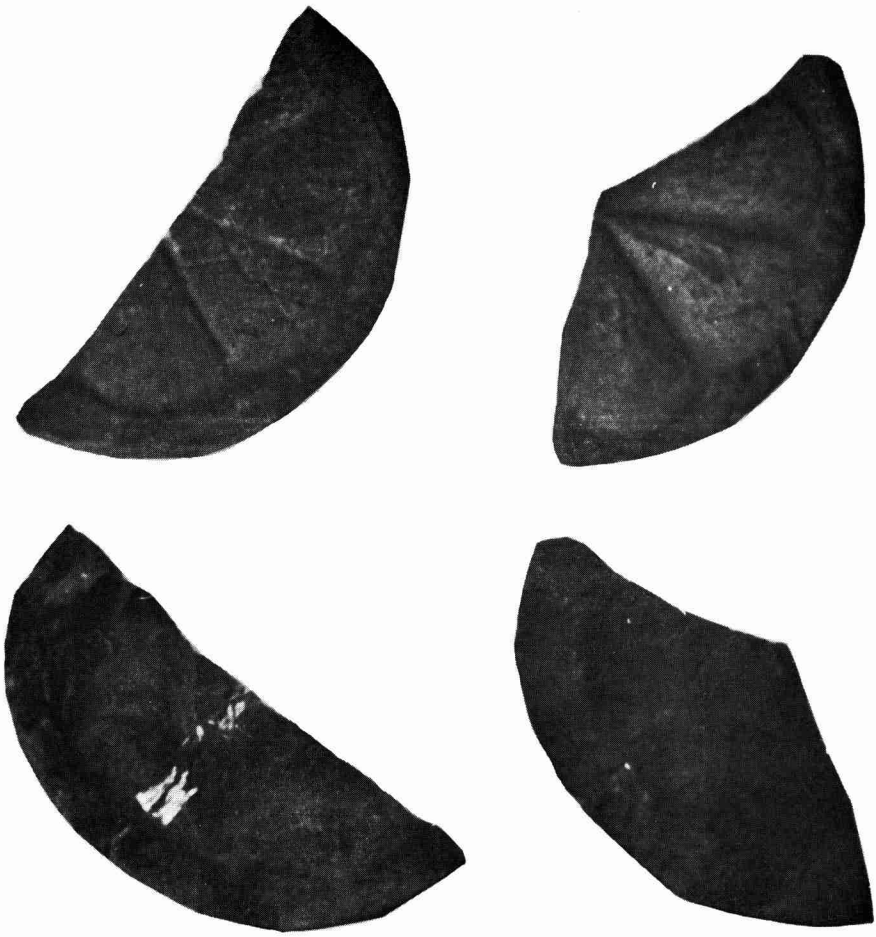

½大

図版第一二　連珠文字瓦第一類

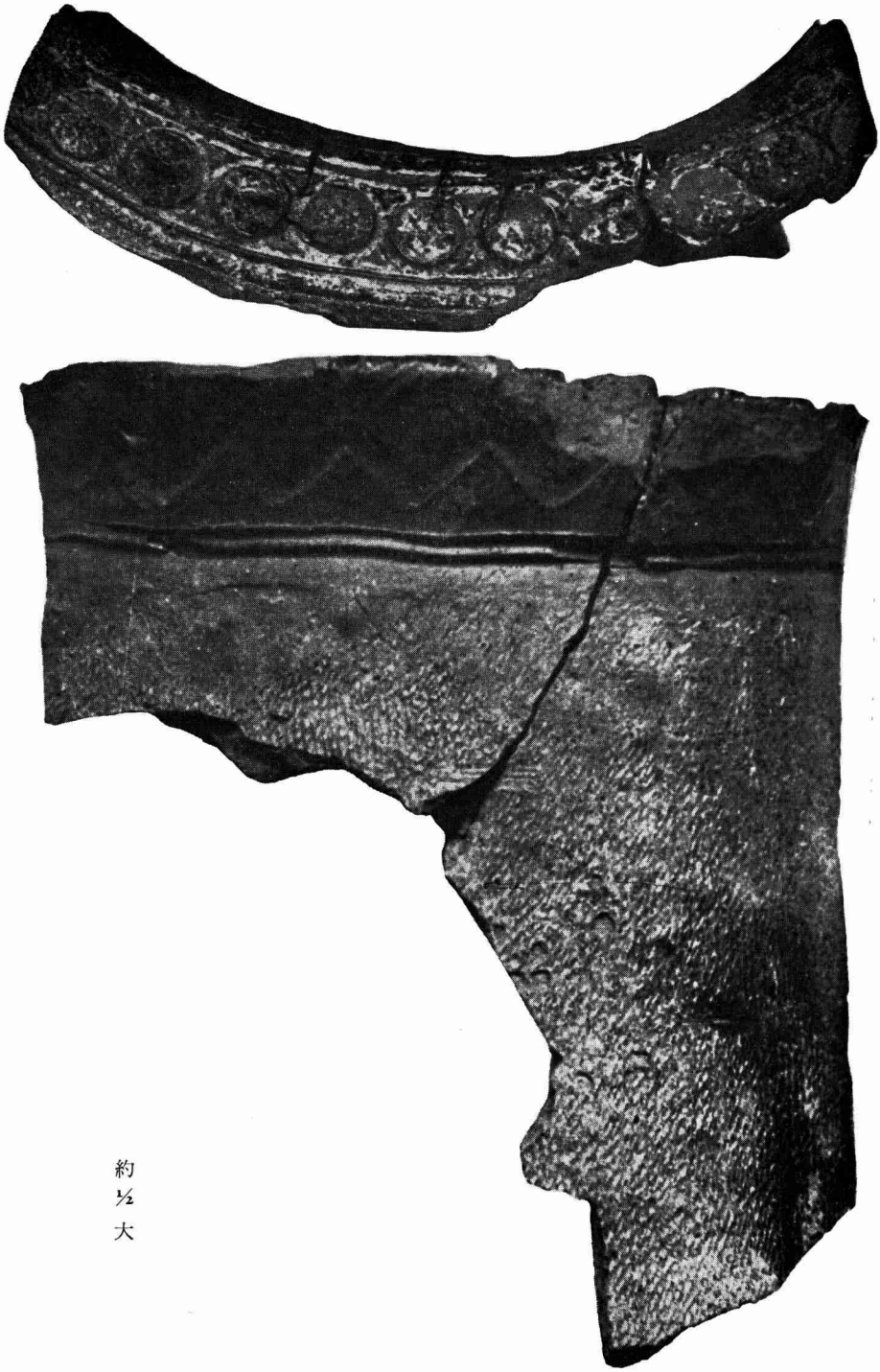

約½大

図版第一三

連珠文字瓦第二類・無文字瓦

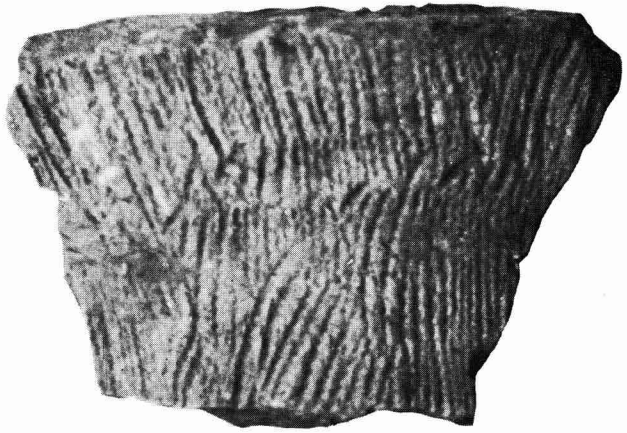

約½大

図版第一四　鬼板

約½大

図版第一五

鬼板（故小田島禄郎氏収集品）

約½大

図版第一六　平瓦

図版第一七　第一次のA地域伐倒作業

写真の手前に、道路補修工事の際、土採りした跡の断面がみえている。（第1次調査）

図版第一八　A地域北側の濠跡

古瓦出土遺跡地の北限界をなす濠跡を東より西方に望む。

図版第一九　A地域南半部の全面発掘状況A

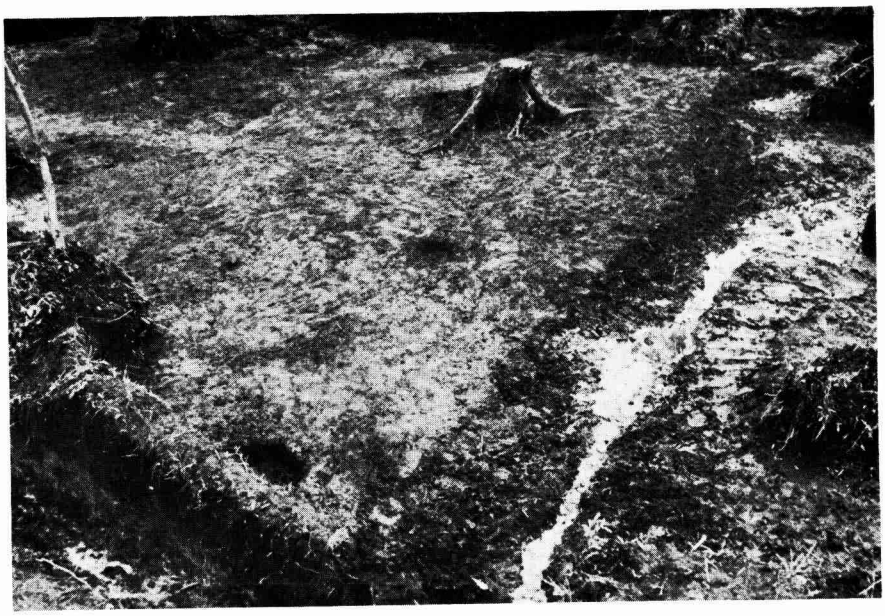

東北よりみる。左下方から中央部の木の根の方向にかけて柱脚痕が3つみえ、左上方には住居址（南側のものの東北隅）がみえる。右側に白くみえるのが湧水を流し出すために掘つた溝で、溝の右側に住居址（北側のもの）がある。（第2次調査）

図版第二〇　A地域南半部の全面発掘状況B

南よりみる。（第2次調査）

図版第二一　A地域南半部の全面発掘状況C

北よりみる。（第2次調査）

図版第二二　壺掘り発掘の状況

左上方に全面発掘した地域の1部がみえている。

東よりみる。（第2次調査）

昭和四〇年一月二十日印刷
昭和四〇年一月二十五日発行

岩手県教育委員会

印刷　富士屋印刷所
盛岡市下ノ橋町二ノ九